

明治四十四年十一月十五日

遊廓問題に就て

爾来、宿題とせる豊岡町遊廓設置問題は時機の熟せざりし為め再度の出願空しく却下無効となりしかば、今回問題に關し某々の有志者間に於て研究の結果、第一衛生道德を標準とし、第二地方の發展策として芸娼妓二枚鑑札の標準を採り、第三風俗壞乱の恐れなき様充分の注意を払ふべき事、第四同問題は町發展の策なれば各地主等も誠意心を傾注す可き事等の条件を以て、近日其筋へ書類を提出す可く某方面に於て熟議せりとか聞く。

(四) 活動写真興行

『但馬新聞』明治四十二年五月二十五日

●活動写真 来る二十七日より当地保天恵座に於て興

行すべき活動写真は、其印画の斬新にして今春大阪毎日新聞社が阪神間に於て催ほしたる壮拳マラソン競走を初め今橋火薬爆発の惨状・ナイヤガラの大爆布、其何れも奇抜なるものを実写せしものゝ由にて、到る所大喝采を博し来れりと云ふ。

3 地域振興の試み

(一) 地方改良運動

(1) 戸牧村規約

大坪五郎氏蔵

戊申詔書ノ御趣旨ヲ遵奉シ吾等臣民勤儉力行スベキノトキニ際シ、当村ハ区域内ノ山林大抵往古ヨリ他村トノ共有地トナリ其葛藤年ニ甚ダシク出費ヲ要スルコト又尠シトセズ。幸ナルカナ、客年該共有山林全部ノ所

有權ヲ当村へ買得シ基本財団ト為スコトヲ得タリ。然リト雖、是レニ償フベキ代金ニ至リテハ吾人ノ負担債務トナリ、是レヲ等閑ニ付センカ一難去リテ更ニ一難ヲ向へ益々苦境ニ沈淪セン故ニ、吾人ハ勤儉ヨリ生ズル利潤ヲ以テ該負債ヲ償却スルト共ニ各自独立自営ノ基礎ヲ鞏固ニスル為メ来ル明治四十七年末迄五ケ年間、左記方法ニヨリ勤儉力行スルモノトス。

戸牧村規約

第一条 年始宴会ハ禁止ノコト。但シ、他町村来客者

ニ対シテハ可成質素ニテ実行ノコト

第二条 初老・還暦等ノ祝儀ハ禁止ス。婚姻祝儀ハ村

客一切廃止シ、親類客・新客ニ限り行フモノトス。

第三条 三月雛祭・五月幟節句祝儀并ニ祝餅等配与一

切禁止ス。

第四条 盆酒等禁止ノコト

第五条 氏神祭礼ノ際、客人ニ対シ重ノ内遣取禁止ス。

但、前条ニ限ラズ村内ニ重ノ内配与一切堅ク禁止ノ

コト

第六条 仏事ハ相成ルベク質素ヲ旨トシテ相務メ、馳

走ハ膳ノ上限り、禁酒タルベキコト

但、膳ノ上、坪<sup>(盛)</sup>ニ酒(一杯限り)ヲ盛ルハ此限りニ

アラズ。報恩講ハ亭主招伴タルベシ。

第七条 葬儀ハ可成質素ニ取片付ヲナスコト

但、禁酒トス。

第八条 社寺其他諸勸化寄付等ハ、本村ニ檀家ノ多少、

又ハ有無ヲ問ハズ惣代(戸牧村<sup>区</sup>長<sup>以下同上</sup>)ニ於テ

処分ノ取換ヘヲ成シ、各戸ニ付クヲ嚴禁ス。

第九条 普請見舞及歳暮<sup>(遺)</sup>使物等ノ遣取一切禁止ス。

但、不慮ノ災害救済ハ此限りニアラズ。

第十条 産婦ノ帯祝・足洗・宮参客等、親族ヲ除ク外、

近隣客一切廃止ノコト

第十一条 従来有り来り居ル青年舎ヲ廃止シ、換ユル

二戸牧村青年会ト是レヲ改称ス。戸牧村青年会ハ風

紀ノ改善、教育ノ普及・発達ヲ図ルコト

第十二条 青年舎廃止ノ上ハ、従来慣行ノ春秋二期ニ

於テ執行スル俗ニ「コト」其他、客ケ間敷宴会ハ爾

今廃止ス。

第十三条 演劇・盆踊等奢侈ニ涉ルベキ遊興ハ一切禁

止ス。

第十四条 年内休日ハ五荘村ニ於テ申合セノ通り是レ

ヲ行ヒ、其他惣代ノ見込ニヨル。

第十五条 野荒・賭博等ヲ為サザルコト

第十六条 当村民ハ相互相警メ、前各条ニ違ハザラン

コトヲ期スベシ。当村内住民ニシテ前各条ニ違背シ

タルモノハ発見次第惣代ニ申出スベシ。村惣代ハ村

立会人ト協定ノ上、第十七条ニヨリ処分スルコト

前各条ニ違背シタルモノ及其他何事ニ限ラズ秘密ニ

村へ意見申告セントスルモノハ当村設置ノ投書箱へ

詳細記載シ投書スベシ。開函ハ惣代・立会人立会ノ

上、是レヲ行フ。但シ、至急ヲ要スルモノハ封緘又

ハ其他ノ方法ニヨリ惣代宅ニ持参スベシ。

第十七条 前各条ニ違フモノハ違約金トシテ壹回金貳

円以上拾円以下、村惣代及立会人ノ定ムル所ニヨリ

差出スベキコト

同居家族ニシテ本条ニ該当スルモノハ戸主其責ヲ負

フモノトス。本条ニヨル違約金徴収ノ上ハ全部当戸

牧村基本金ニ編入スルモノトス。

右ノ通り村規約相定メ候也。

明治四十二年二月六日

五荘村ノ内、戸牧村

## (2) 戸牧村改良運動

大坪弥手記「戸牧村古事記」・大坪五郎氏蔵

(上 略)

明治四十年八月 五莊村基村<sup>(マヤ)</sup>金設置ニ付、当村ヨリ金

老百九十八円八錢寄付。同年十二月ヨリ四十二年七

月迄三回ニ区分納付ス。

明治四十一年八月 戸牧神社拜殿等修繕ヲ為ス。

此費用五拾四円參拾八錢

明治四十一年十月六日

戸牧村外八ヶ村共有山林買得費用出金者取調書

(表、略。四期に分け出資。全戸五十八戸、総計一七三二円  
九七錢。一戸あたり最高三九円三〇錢。最低一九円八錢)

抑、本山林買得ニ就テハ明治三十四年営林契約以前

ヨリ多少ノ出費ヲ要シ、管理組合設置後ハ植樹其他

ニ多額ノ出費ヲ要セシヲ以テ、共有村住民ハ皆其負

担ニ苦マサレツヽアルニ、当戸牧村ハ他村ニ比シ半

口ノ増歩合アルヲ以テ一層困難ヲ感セララル時、恰モ

当城崎郡ニ於テ各村基本財産設置ノ義アリ、郡当局

ニ於テモ此際地元タル戸牧村へ所有權ヲ取得セシメ、

往古ヨリノ葛藤ヲ一掃セシメントノ意志アルヲ、時

ノ惣代大坪五郎兵衛是レヲ察知シ、当村住民ニ計ル

ニ共有林買得ノ義ヲ以テス。一同快諾、左記委員選

定ノ上、買得方委託ト共ニ左ノ各項ヲ協定ス。

一、委員三名 堂垣善左衛門・大坪五郎兵衛・福井

治右衛門

二、買得山林ハ村民一同、同等ノ権利義務ヲ有スル

コト

三、買得後他へ移住シタルモノハ權利ヲ放棄シタル

モノトシ、転入者ニハ加入金等ヲ徴取セザルコト

ニ協定

(中略)

明治四十三年九月七日 共有山林ノ買得金第四回賦課

徴収ニテ全部皆済シタルニヨリ、是レガ祝賀会ヲ堂

垣善左衛門方ニ於テ開催。(中略)

明治四十三年九月二十九日 戸牧神社上リ口ニ石燈籠

及本社上リ口ノ石段ヲ新設及改修ス。

(下略)

## (二) 民力涵養運動

### (1) 民力涵養講演会

『城崎郡公報』第四十四号・大正八年六月十六日・大石久子氏蔵

○通牒

一 甲第七四五号ノ一 (追録)

大正八年六月十六日

城崎郡役所

各町村長殿

民力涵養講演会ノ件

戦後民力涵養ノ目的ヲ以テ今回左記五大要綱ニ関シ内

務省ヨリ講師派遣、別記ノ通、講演会開催可相成ニ付

テハ夫々該当者ニ対シ御勧誘ノ上、多数聴講候様御配

慮相成度、此段及通知候也。

追テ当日ハ貴職並小学校校長ハ必ス出席相成度、尚時

恰モ農繁期ナルヲ以テ聴講者ノ勧誘ニ関シテハ特ニ

御配慮煩度申添候。

記

一、立憲ノ大義ニ付テ

一、立憲ノ思想ニ付テ

一、世界ノ大勢ニ付テ

一、彼此共済ニ付テ

一、勤儉力行ニ付テ

(別記)

一、日時 大正八年六月二十日

午前九時開会 但、午後八意見交換会ヲ開催ノ

見込

二、会場 豊岡町(郡公会堂)

三、講師 福本 誠

内務省嘱託 井上良三

四、聴講区域

城崎・出石・養父・朝来・美方・多紀・氷上ノ七郡

五、聴講資格

各官衙ノ主ナル者

各町村役場ノ主ナル者

各学校職員ノ主ナル者

銀行・会社・工場ノ主ナル者

議員・区長・神職・宗教家

各種団体ノ主ナル者

其他有志者

六、聴講者数十七日迄ニ当庁へ御報告ノコト

(2) 民風作振の通牒

『城崎郡公報』第六十二号・大正八年十二月十五日・大石久子氏蔵

○通 牒

一甲第一六〇八号ノ一

大正八年十二月十五日 城崎郡役所

各町村長殿

民風作振ニ関スル件

民力ノ涵養・民資ノ増殖ハ地方開發國運進暢ノ基ヲ成  
スモノニシテ、戦後時局ノ極メテ重大ナル今日、益々  
其ノ緊切ヲ感スル所ニ有之、然ルニ近時經濟上ノ好調  
ニ<sup>(急)</sup>狃レテ民心動モスレハ弛緩ニ流レ享樂ヲ希ヒ射倖  
ヲ<sup>(お)</sup>趁フノ風、漸ク各地ニ浸潤セムトシ、殊ニ農村等ニ

於テモ米価騰貴・副業ノ振興ニ伴ヒ其収入増大ヲ致セルノ結果、一躍成富ノ念ニ驅ラレテ所在投機的放資ノ風ヲ馴致セムトスルノ傾向アルカ如キ、国家将来ノ為寔ニ寒心ニ堪ヘス。民心ノ善導啓発ニ関シテハ各位ニ於テモ夙ニ御尽力相成居候事トハ存候ヘ共、今後尚一層意ヲ此ニ致サレ、驕怠徒ヲニ安逸ヲ貪リ射倖漫リニ奇利ヲ攫<sup>ウ</sup>セムトスルカ如キ事ノ苟モ堅実ナル民風ヲ毀傷シ健全ナル国家ノ進歩ヲ阻碍スルモノニ在リテハ深ク之ヲ戒シムルト共ニ、此際益々国民ノ自覚自奮ヲ促シ、其余財ハ移シテ之ヲ生活ノ安定、事業改良ノ資ト為ス等、其ノ基礎ヲ培沃シ他日經濟界ノ變動アルモ其鍛成セル氣力ト畜積セル資力トニ依リ克ク優勝ノ地歩ヲ占メ得ルノ素ヲ成サシムル様、十分ノ御督励相煩度、右ニ就テハ地方ノ実情ニ応シテ最モ適切ト認ムル方法ニ依リ精々之カ徹底ヲ期セラレ候様致度、其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之、此段及通牒候也。

(3) 城崎郡民力涵養実行概目

『城崎郡公報』第八十六号・大正九年十月二十五日・大石久子氏藏

○訓 令

城崎郡訓令甲第三号

町村長

小学校長

民力涵養ニ関シテハ昨大正八年三月内務大臣ノ訓令ニ接シ、更ニ本年四月本県訓令甲第十五号ヲ以テ之ガ実行要目ヲ示サル。爾来、各町村ニ於テハ之カ趣旨ノ徹底宣伝ニカメ、或ハ既ニ実施計画ノ確立ニ腐心スル等、夫々相当ノ熟慮ト考究ニ懈リナカリシヲ信ス。本郡亦曩キニ委員ヲ設ケテ全都ニ実施スヘキ実行概目ヲ定メタルヲ以テ、之ヲ左ニ掲記セリ。(中略)

大正九年十月二十五日

城崎郡長 中林忠太郎

城崎郡民力涵養実行概目

一、郡内各町村ニ於テハ民風ノ作興・民力ノ充実に期スルヲ為メ左記ノ事項ヲ必行スルモノトス。

イ、戸主会・婦人会ヲ組織シ自治ノ觀念ヲ培ヒ輯睦

協同ノ美俗ヲ養フト共ニ大ニ奨善矯弊ノ方法ヲ講

ズルコト

ロ、各種生産ノ増収ヲ図リ、就中米麦繭等ニ対シテ

ハ累年ニ割増収ヲ期スルト共ニ宅地、其他空地ノ

利用ヲ策スルコト

ハ、小学校教育ノ効果ヲ増進助長スルヲ為メ補習教育

ノ普及充実に期スルコト

ニ、総テノ儀式及集会ニハ所定ノ時刻ヲ恪守シ、皆

出席ヲ期スルコト

付、戸主会・婦人会ノ当日ハ可成公休トスルコト

ホ、神域・祖先墳墓地ノ清淨管理ニ留意シ、可成毎月一回参拝スルコト

ヘ、祝祭日ニハ必ズ国旗ヲ掲揚シ休業祝意ヲ表スルコト

ト、産業組合殊ニ信用組合ヲ設置シ、儉素蓄積ノ風

尚ヲ旺ナラシメ、彼此共済ノ実ヲ挙グルコト

チ、婚礼・年賀・葬儀ニ於ケル弊風ヲ矯正シ、去華

就実ノ風習ヲ作ルコト

二、前項ニ掲グル外、尚其必要ヲ認メタル事項ニ関シ

テハ各町村ニ於テ適宜之ニ付加シ、其実行要目ヲ作

成スルコト

三、各町村長ハ前二項ニ準拠シ戸主会ニ諮リ、其実行

ヲ申合セ規約ヲ作り、委員ヲ設ケテ之カ実行ヲ督励

スルコト

四、前數項ニ掲グルモノノ外、大正九年四月一日本県

訓令甲第十五号ニ基ツキ之カ体得実現ニ努力スルコト



ト

(4) 民力涵養に関する

町村長の意見聴取及び回答

「八条村庶務一件綴」豊岡市蔵

○通牒

一甲第一、一七九号

大正十年八月廿五日

城崎郡役所

各町村長殿

民力涵養ニ関スル件

左記事項ニ関シ貴職ノ意見来月三日迄ニ御回報有之度

此段及通牒候也。

記

一、民力涵養、即チ町村ノ振興ニ関シ目今最モ緊急ニ

シテ且比較的実行シ易キ施設計画ハ如何ナル事項ヲ

必要トスルカ。

但、本件ハ高遠ナル理想ヲ避ケ實際的ノ問題ニ付

一、二事項ヲ限リ其ノ意見具体的ニ記載スルコト

第七七四号ノ一

大正十年九月二日

八条村長

城崎郡長殿

八月廿五日一甲第一一七九号通牒民力涵養ニ関スル本

町ノ意見左記及回報候也。

一、所定ノ時間ヲ恪守スルコト

時間励行ニ付テハ従来屢々打合せ、之レカ励行ヲ図

リツ、アルモ今尚何レノ会合等ニ於テ正確ヲ期シ難

キハ遺憾トス。之レニ対シ適當ノ制裁ヲ設ケタシ。

二、陽曆ヲ用ヒ休日ヲ一定スルコト

陰曆廃止後已ニ五十年ヲ經過スルモ、今尚依然トシテ改マサルモノ全国ヲ通シテ多数ヲ占ムルハ甚ク遺憾トス。宜シク輿論ニ訴ヘ改廃スルト同時ニ休業日ヲ一定シタシ。

(5) 民力涵養に関する協議会

「八条村庶務一件綴」豊岡市蔵

一甲第一、二〇七号

大正十年九月二日

城崎郡役所

八条村長殿

「九月五日各員へ通知」

民力涵養必行事項協議会開催ノ件

本郡民力涵養ニ関シテハ客年十月、本郡訓令甲第三号ヲ以テ之カ実行概目ヲ訓令シ、各町村ニ於テハ夫々地方適切ノ実施項目ヲ確立、以テ之カ目的達成ニ努力ノコトトハ信シ候へ共、尚此際左記要項ニ依リ民力涵養上最モ具体的ノ必行事項等ニ関シ協議会開催致シ候条、聴講資格者中ヨリ一町村七名ヲ限り出席方特ニ御配慮相成度、此段及通牒候也。  
追テ当日出席者ニ対シテハ昼食支給可致ニ付、御了知相成度申添候。

記

一、日時・場所

豊岡町城崎郡公会堂ニ於テ九月九日午前九時十

五分開会

一、日程

午前中 本県小原囑託、其他諸士ノ講演

午後 協議会（問題左記）

1、城崎郡年中行事表

2、民力涵養実行要目実施規程

3、其他数件

一、出席資格者

区長・村会議員・青年会員・在郷軍人会員・小

学校長・神官僧侶・学校役場職員・警察官・各

種実業団体役員

以上ノ中ヨリ七名（町村長モ合セテ）

但シ、出席者選定ニ関シテハ、可成一部ニ偏

セス、以上各階級ヨリ網羅スル様特ニ注意ヲ

望ム。

(6) 八条村有志会決定事項

「八条村庶務一件綴」豊岡市蔵

（天正十一年）  
二月十九日有志会ニ於ケル決定事項

一 戸主会ノ部長・評議員会ヲ

二月二十四日午后一時開会スルコト

一 八条村養蚕組合ヲ設クルコト

設立委員トシテ小尾崎一名、其他部落ハ各二

名ヲ選定シ、二月二十三日午后一時ニ集合協

議スルコト

一 農会事業

一 種子・肥料・農具ノ合同購入ヲ為スコト

一 小作人ヲシテ地方視察セシムルコト

一 牛ニ対シ相当補助ノ途ヲ講スルコト

一 小作人ニ奨励金ヲ交付スルコト

小作・大作共

一 精農者ニ表彰ヲ為スコト

当日、太田耕地整理技師図面ヲ携帯ノ上、詳細ニ  
涉リ説明アリタリ。

一 蚕業株式会社設立ノ募集持株ハ二十三日各部落ニ  
割当テ募集スルコト

(出席者二十三名氏名、略)

(7) 小作問題協議会

「八条村庶務一件綴」豊岡市蔵

一甲第一、四二三号

大正十一年十二月一日

城崎郡長 中林忠太郎

八条村長殿

小作問題ニ関シ来ル本月十日ヲ期シ郡役所ニ於テ各々

意見ヲ交換シ、且ツ種々協議致度義有之、貴部内左記

地主へ夫々案内状発送致候間、当日ハ午前九時貴職ニ  
於テモ可成繰合セ御臨席相成度、此段及通牒候也。

「当日ハ戸主会ニ付、欠席ノ旨回答」

(記・沖野源太郎)

(三) 国民精神作興運動

(1) 勤儉奨励豊岡町委員会

正見孝二郎氏蔵

勤儉奨励豊岡町委員会々則及委員

一、会 則

第一条 本会ハ戊申詔書並国民精神作興ニ関スル詔書

ノ御趣旨ヲ奉体シ、勤儉実行ニ関スル諸般ノ調査講  
究ヲ遂ケ、之カ実行奨励ニ努ムルモノトス。

第二条 本会ハ会長一名・委員若干人ヲ以テ組織ス。

会長ハ豊岡町長之ニ当リ、委員ハ会長之ヲ委嘱ス。

第三条 会長ハ会務ヲ総理、本会ヲ代表ス。

会長事故アル時ハ、会長ノ指名シタル委員其職務ヲ

代理ス。

第四条 本会ニ理事四名ヲ置き、会長之ヲ嘱託ス。

理事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ会務ヲ処理ス。

二、委員

京口区長 宮井梅之助 (他、各区長十三名氏名、略)

豊岡町会議員

佐川恒太郎 (他、豊岡町議十五名氏名、略)

豊岡尋常  
高等  
小学校校長・豊岡青年団長・豊岡処女会長

谷垣勝藏

(他、豊岡婦人会長・豊岡警察署長・帝国在郷軍人会豊

岡町分会長・豊岡商工会頭・豊岡信用組合長・豊岡町

消防組頭等代表者六名氏名、略)

○「国民精神作興ニ関スル詔書」は大正十二年十一月十日に發布。この委員会は翌十三年十一月十日に設立された。

(2) 勤儉奨励実行要綱

正見孝二郎氏藏

豊岡町勤儉奨励実行要綱

趣旨

我国家経済ノ現状ト一般国民風尚ノ趨嚮ニ鑑ミ、戊申詔書並国民精神作興ニ関スル詔書ノ御趣旨ヲ奉体シ質実剛健ノ民風ヲ喚起シ勤儉力行、以テ能率ノ増進ト生活改善・消費ノ節約ヲ期セム為、茲ニ実行要項ヲ制定シ之カ実行奨励ニ努メ以テ国運ノ発展ニ資セムトス。

一、実行項目

- 一、各種公私団体財政ノ經理ニ於テ節約ヲ図リ、以テ一般ニ率先節約ノ範ヲ示スコト

二、一般生活ノ改善ト消費ノ節約ニ努ムルコト

イ、定時ノ励行ヲ期スルコト

ロ、冠婚葬祭ニ於ケル旧来ノ陋習ヲ打破シ、冗費ヲ

節スルコト

ハ、年末年始<sup>並</sup>中元ニ於ケル虚礼の物品ノ贈答ハ廢

止スルコト

ニ、会合・集会・共同作業等ノ機会ニ於ケル共同飲

食ハ可成之ヲ廢止スルコト

ホ、主婦ノ自覚ヲ促シ、日常生活必需品ノ共同購入

ヲ奨励スルコト

ヘ、廢物利用ノ奨励ニ努ムルコト

ト、外国品ノ使用ニ代フルニ努メテ内国品ヲ以テス

ルコト

三、産業組合ノ普及ト之カ健全ナル發達ヲ促スコト

四、青年子女ニ勤儉力行ノ美風ノ涵養ニ努ムルコト

イ、青年団・処女会等ニ於テ浮華・模倣ヲ戒メ質実

剛健ノ氣風ヲ養ヒ、之カ根本精神ノ涵養ニ努ムル

コト

五、勤儉週間ノ実行

イ、十一月十日ヨリ十六日迄、毎年左ノ日程ニヨリ、

普ク之カ実行ヲ期スルコト

第一日 禁酒デー

第二日 混食デー

第三日 肉ナシデー

第四日 禁煙デー

第五日 奉仕デー

第六日 服装簡素デー

第七日 貯金デー

ロ、毎年十一月十日、小学校・教化団体等ニ於テ国

民精神作興ニ関スル詔書ヲ奉読シ、併セテ勤儉実

行ニ関スル講演・講話並ニ協議ヲ為シ、以テ勤儉

觀念ノ喚起ト週間中ノ実行事項ノ宣誓ヲ為スコト

六、毎週、勤儉貯金ヲ実行スルコト

イ、一区ヲ一団トシタル貯金組合ヲ設置スルコト

ロ、其区ニ一戸ヲ構ヘ戸数割ヲ負担スルモノハ、総

テ組合ニ加入スルコト

ハ、組合長ハ区长ヲ以テスルコト

ニ、貯金ハ一口十銭トシ、組合員ハ必ス一口以上ノ

貯金ヲ実行スルコト

ホ、貯金ハ毎週集金シ(集金ハ定日制トス)、組合長

ニ送付スルコト

ヘ、貯金ノ預入先ハ、組合ノ定ムル所ニ依ルト雖モ、

大体左ノ方針ニ基クコト

産業組合・郵便貯金・銀行等ニ預入スルコト

ト、貯金ハ五年、若クハ十年更新トス。

○この規約は大正十三年のものである。

### (3) 奉仕貯金

沖野昌巳氏蔵

奉仕貯金ニ対スル申合規約

第壹条 本組合ヲ京口第貳番組合ノ奉仕貯金組合ト称

ス。

第貳条 勤儉貯蓄ニ関スル詔書ノ御趣旨ヲ<sup>(奉)</sup>捧体シ、組

合員協力一致シ冗費ヲ節約シテ奉仕貯金トスルモノ

トス。

第參条 本組合ハ京口第貳番組合ニ居住スル者ヲ以テ

組織スルモノトス。

第四条 本組合役員ヲ組合長<sup>壹名</sup>・評議員若干名トス。

1 組合長ハ第貳番組合仕長ヲ以テナスコト

2 評議員ハ組合長之ヲ囑託ス。

第五条 本組合ノ集会ヲ<sup>定時</sup>総集会・臨時総集会・評議員

会ノ三種トス。

1 定時総集会ハ毎年正月ニ之ヲ開キ、組合長ハ組合一同へ組合ノ事情、貯金ノ現情ヲ報スルモノトス。

2 臨時総集会ハ略時ノ場合、之ヲ開クモノトス。

3 評議員会ハ組合長ノ意見ニヨリ随時之ヲ開クモノトス。

第六条 放漫ニ流レテイル生活ノ改善ヲ図リ、消費ノ

節約ニ努ムルコト

1 冠婚葬祭ハ大礼デアアルカラ、悪習慣ヲ廃シテ左ノ如ク改メルコト

2 出産ノ場合

イ 各家ヨリノ種々ノ贈物ヲ廃シ、各家ヨリ金貳拾錢也ヲ出金、組合一纏メニシテ之ヲ産家へ贈ルモノトス。

ロ 産家ニ於ケル産見舞配リ・オ宮参リ・嚮<sup>(環)</sup>応・

初節句宴並ニ配リ物等ハ其ノ趣旨ニ止メ、冗費

ノ一部ヲ奉仕貯金トスルコト

3 婚礼ノ場合

イ 従来ノ習慣ヲ廃シテ祝物贈呈ハ嚴禁ノコト

ロ 組合一搬<sup>(マヤ)</sup>ノ披露ノ宴ヲ廃シ、其冗費ノ一部ヲ奉仕貯金トスルコト

4 葬儀ノ場合

イ 各戸ヨリハ悼家へ齋米壹升ヲ贈ルモノトス。

ロ 悼家ニ於テハ七日待<sup>ヨ</sup>ビ・香典返シヲ廃シテ其ノ費用ノ一部ヲ奉仕貯金トスルコト

ハ 仏事ニ於テモ従前ノ悪習慣ヲ廃シテ、寺院ニ於テ其ノ趣意ヲ徹底セシムベシ。

5 徴兵ノ場合

イ 入營ノ場合ハ各家ヨリ随意ノ餞別ヲ廃シ、其ノ当時米壹升ノ代価ニ相当スル金ヲ一纏メニシテ入營者ノ宅へ贈ルモノトス。



- ロ 入営者ノ出立待<sup>デラチキヨロ</sup>ハ絶対ニ廃止スルコト
- ハ 徴兵検査ニ於テ入営者以外ノ受検者ハ、幾分ノ費用ヲ奉仕貯金トスルコト
- 6 年賀ノ場合
  - イ 贈餅、披露ノ宴等ノ冗費ヲ省キ、其ノ一部ヲ奉仕貯金トスルコト
- 7 開店ノ場合
  - イ 各戸ノ贈物ヲ廃シ、各戸弍拾錢ヲ出金シ、一纏ニシテ贈ルコト
  - ロ 披露ノ宴ヲ廃シテ其ノ一部ヲ奉仕貯金トスルコト
- 8 病氣ノ場合
  - イ 各戸ヨリノ病氣見舞ヲ廃シテ一戸金弍拾錢也ヲ組合一纏ニシテ之ヲ贈ルコト
  - ロ 千度参リハ評議員会ノ決議ヲ経テナスコト
  - ハ 全快祝等ニ於テノ配り物ヲ廃シテ一部ヲ積立

- ルコト
- 9 組合仲間入ノ場合
  - イ 新ニ当組合ニ加入スル時ハ、加入金トシテ芳志ニヨリ随意ニ奉仕貯金ニ出金ナスモノトス。
- 10 其ノ他ノ場合
  - 其ノ他ノ場合ハ、組合長ニ相談シテ相当ノ命ヲ待モノトス。
- 第七條 右ノ規約ハ各条共ニ実踏窮行シ、其ノ目的ニ到達スルコト
- 第八條 各家ニ於テ右ノ<sup>箇</sup>ヶ条ニ相当スル場合ハ直チニ組合長ニ相談シ、組合長ノ命ヲ待ツモノトス。
- 第九條 組合長ハ各家ヨリノ相談ニ応ジ、評議員会ヲ開キ評議員ノ決議ニヨリ相当ノ処置ヲトルモノトス。
- 第十條 各戸ヨリ出金シタル奉仕貯金ハ、但馬貯蓄銀行ニ預ケ入ルモノトス。
- 第十壹條 本組合一切ノ事務ハ組合長之ヲ処理スルモ

ノトス。

第拾貳条 各戸ヨリ出金シタル奉仕貯金ハ、組合員他

へ転宅スルトモ一切返済セザルモノトス。

第拾參条 組合員ニ於テ第六條ニ相当セザル場合ト雖

モ芳志ニヨリ出金サル、向ハ其ノ厚意ハ辞セザルモ

ノトス。

第拾四條 蓄積シタル金額金貳百円迄<sup>(マツ)</sup>テハ其ノ儘ニ積

置モノトス。

第拾五條

1 蓄積金額貳百円以上ニナリタル時ハ、評議員會

ノ決議ニヨリ組合員ノ日用品等ノ合同購入資金ニ

貸与スルヲ以テ目的トス。

2 天災地変ニヨリ本組合ノ大多数大損害（火災ノ

為メニ組合ノ半数焼失シタ場合、洪水ニ於テ多数

流失シタ場合）ヲ受ケタル場合ニ於テ、評議員會

ノ決議ヲ經テ奉仕貯金ノ一部ヲ出金シテ之ガ救済

法ヲ講ズルヲ以テ目的トス。

以上

右規約ハ大正拾參年拾壹月廿七日ヨリ施行スルモ

ノトス。（以下、参加者氏名、略）

○この規約は「大正拾參年拾壹月・奉仕貯金寄付者芳名簿  
（付・申合規約）・京口第貳番組合」から摘記したものである。

(四) 經濟更生計畫

(1) 奈佐村經濟更生計畫書

豊岡市蔵

(表紙)

昭和九年三月

奈佐村經濟更生計畫書

後編・經濟更生計畫

兵庫縣城崎郡奈佐村

経済更生計画書目次

計画樹立の方針

第一項 負債整理計画

第二項 生産改良統制計画

第一目 土地利用改善計画

第二目 農業生産の改良増殖

一、稲作改良増殖

二、裏作改良増殖

三、養蚕改良計画

四、販売蔬菜生産改良

五、果樹改良増殖

六、養畜の普及増殖

七、自給肥料増産

八、ラミー増殖

九、農産加工

十、林業改良

第三項 販売統制計画

一、共同販売普及

二、販売統制機関の整備

第四項 生活改善計画

一、臨時的冗費節約

二、生活の合理化

第五項 産業組合拡充計画

奈佐村産業組合拡充五ヶ年計画

第一 組合員増加に関する事項

第二 資金に関する事項

第三 事業の改善及拡充に関する事項

第四 産業組合の内部組織に関する事項

第五 教育に関する事項

第六 其他

第七 実行年度中の施設

第六項 教育教化計画

第七項 經濟更生実行促進計画

(本文は略)

・付録

奈佐村の現状と目標(次ページ)

更生計画ニヨル各種団体活動体系(次々ページ)

(2) 經濟更生計画遂行宣誓

「奈佐村資料(現代)」豊岡市蔵

宣誓

謹ミテ諸々ノ大神達ノ大前ニ白ス。

今回本村ハ經濟更生計画特別助成村ニ指定セラル。慮

フニ時局益々重大ニシテ農村更生ノ要、愈々其ノ度ヲ

加フルノ秋、此ノ榮譽アル指定ヲ受ケタルハ吾等村民

ノ齊シク欣喜スル所ニシテ、亦至大ノ好契機ト謂フベ

シ。更生ノ途上ニアル本村トシテ此ノ計画ハ重要不可  
欠大事業ナレバ如何ナル禍難モ村民総努力・総親和ニ  
因リテ之ヲ芟除シ、之ヲ打開シテ事ニ当リ、苟クモ非  
曲アラシメス本事業遂行ニ邁進シ、更生ノ実ヲ収メ、  
以テ非常時局下ノ農民トシテノ本分ヲ全フセン事ヲ期  
ス。

冀ハ冥鑑ヲ垂レ給ヒ守護アランコトヲ。茲ニ一同相集  
ヒテ謹シミテ誓ヒ奉ル。

昭和十四年三月十日

奈佐村長 今井正長

・付録

奈佐村の現状と目標  
奈佐村農家全体の経済の現状

種目	総額 (円)
収入総額	二〇八、四三一
生活費公課其他の支出	二二八、六五五
負債総額	三二〇、五五〇
差引負債額	九五、三八〇
負債利益	七、八二三
支出総額	二二六、四七八
支差引	不足 一八、〇四七
種目	一戸平均 (円)
収入総額	五七、八九二
生活費公課其他の支出	六〇、七三六
負債総額	九〇、五〇〇
差引負債額	二四、二四九
負債利益	二、二七三
支出総額	六二、九〇九
支差引	不足 五〇、一七

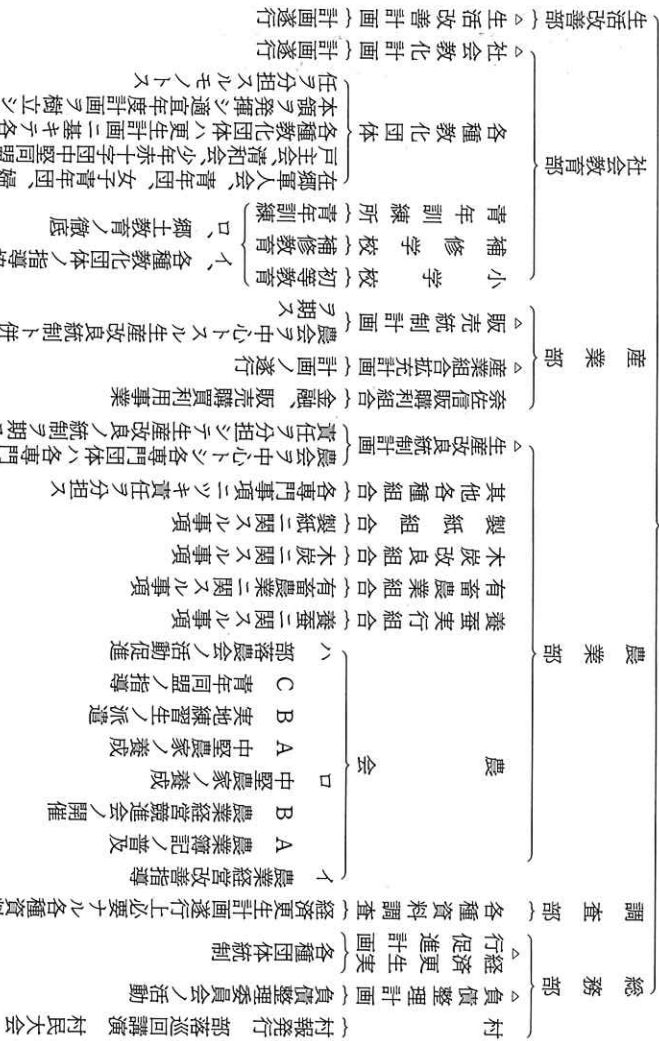
奈佐村五年後の産業目標

種目	現在		将来	
	総額	一戸平均	総額	一戸平均
米	六、三三三	一、三〇九	一、三〇九	一、三〇九
麦及菜種	二、九七九	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇
販売蔬菜	一、七七一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
果树(栗・柿)	一、九七一	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
養畜(牛・鶏)	四、〇一三	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
芋	一	一	一	一
養蚕	三、三九六	九〇〇	九〇〇	九〇〇
農産加工	三、〇一三	九〇〇	九〇〇	九〇〇
山林	三、〇一一	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
其他	四、一三三	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
収入総額	二〇、四三三	五、三九六	五、三九六	五、三九六
支出総額	三、六〇七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
支差引	一六、八二六	四、三九六	四、三九六	四、三九六
自給肥料生産	高次三三三	一、三〇九	一、三〇九	一、三〇九



更生計画ニヨル各種団体活動体系

(部属) (所属団体及担当事項) (事業)



更生委員会

部落実行委員会 ↓

更生班長

農家ノ個人的実行ニ協同の実行

4 改修と災害

(一) 円山川改修

(1) 円山川治水同盟会報告書

伊地智浅江氏蔵

円山川改修速成ニ関スル請願陳情ト経過報告

円山川治水同盟会設立成リテ、平尾源太夫・佐川恒太郎・滝田清兵衛・岡毅（大正七年一月二十三日死亡）

ノ四名ハ総務ニ推薦セラレ平尾源作・伊地智三郎右衛

門・太田垣時之助（家事ノ都合ニヨリ京都市へ転住ノ

為メ大正七年十月辞任）・大江仁兵衛（太田垣氏辞任ノ

為メ補任）ノ四名ハ理事ニ選挙セラレタルヲ以テ、微

カラ願ミス各之ヲ受諾シ爾来力ヲ尽シテ成效<sup>（マヤ）</sup>ヲ期シタ

リ。而シテ、当初ノ目的ハ既ニ之ヲ達シテ現ニ実施測

量中ニ在ルヲ以テ工事ノ着手ヲ見ルモ遠キニアラス。  
茲ニ一段落ヲ告ケタルヲ以テ其経過ノ大要ヲ報告セン  
トス。

就任スルヤ直チニ行動ノ方策ヲ熟議シ、大要左記ノ通  
リ定メタリ。

一、目的ハ第一期河川ニ繰上ケ急速ニ改修実施ヲ希望  
スルモ之ハ他ニ其例ナク到底成効望ミ難ク他日適當  
ノ時機ニ於テ主張スル事トシ、先以テ多摩川・千曲  
川ノ例ニヨリ県ニ於テ政府ノ補助ヲ受ケテ施行スル  
コトヲ懇請スル事

二、前項ノ如ク県ニ懇請スルト共ニ更ニ政府ニ改修ノ  
必要且急務ナルヲ訴へ、県ニ対シ国費ノ補助ヲ与へ  
以テ改修ノ企画ヲ為スベキ旨ヲ命セラレンコトヲ懇  
請スル事

三、前二項ノ目的ヲ達スル為メ第一ニ兵庫県知事ノ諒  
解ヲ得ル事ニ力メ、大正六年ノ県会ニ調査費ノ提出

ヲ要求シ更ラニ其県会ニ於テ改修企画ノ意見書ヲ内務大臣ニ呈出スルノ議決ヲ要請シ、次ニ内務大臣ニ陳情書ヲ呈出シ貴衆兩院ニ請願スル事

四、政府ニ対シテハ但馬出身ノ有力者ニ援助ヲ請ヒ、貴衆兩院ニ対シテハ兵庫県選出代議士、兵庫県会ニ対シテハ城崎・出石両郡選出ノ県会議員ニ頼リ、政党政派ニ依ラス満場一致ノ議決ヲ得ルコトニカムル事

#### 第一 兵庫県知事ノ諒解ヲ得ル事

全国ニ亘リ政府直轄河川改修計画ノ樹立セラレタルハ明治四十四年ニシテ、二十河川ヲ以テ第一期河川トシ四十五河川ヲ第二期河川トシ第一期河川ヨリ順次改修着手ノコトニ定メラレタリ。而シテ、本県加古川ハ第一期河川ニ、円山川ハ第二期河川ニ編入セラル。当時ハ実ニ服部知事治県ノ時代ナリ。惟フニ円山川ハ流域面積及河川延長ニ於テハ他ノ河川ニ比シ勝レリトハ信

セサルモ、災害頻至・劇甚ノ状態ハ決シテ他ノ直轄河川ニ劣ラス。殊ニ最近二、三十年間著シキ災害ヲ見サル加古川ハ第一期川ニ編入セラレテ既ニ改修ノ計画成リ正ニ工事ニ着手セラレントスルノ際、円山川ハ僅カニ障害物除却工事ヲ施スニ過キス。服部知事固ヨリ円山川ノ災害頻至・沿川住民困苦ノ窮状ヲ明察シ之カ救済ヲ絶ヘス考慮セラレタルモノ、如キモ、地方民ノ改修実施ヲ懇請スルニ方リテハ河状劣悪、到底改修ノ見込ナク、強テ行ハントセハ経費ハ改修ノ利益ニ伴ハストノ理由ヲ以テ之ヲ拒否スルヲ常トセリ。故ニ地方民ハ服部知事治県ノ間ハ姑息ノ除害方法ハ行ハルヘキモ根本的改修ハ全ク絶望ナリトシ、時機ノ至ルヲ俟テリ。次テ大正五年四月知事ニ交迭アリ。清野知事赴任、県下巡視ノ第一歩ヲ但馬ニ入レラレタルヲ以テ好機逸スヘカラストシ、当地ノ滞在ヲ擁シテ委曲陳情シ之ヲ端初トシテ爾後回ヲ重ネ、漸クニシテ大正六年十月上県



懇請ノ際、陳情ノ旨克ク諒解セリ。将来心ヲ尽シテ其計画ニ勉ムヘク、可成ハ大正七年度県ノ予算期迄ニ調査ヲ了ヘ大正八年度ニ於テ国費ノ補助ヲ得テ大治水計画ニ着手シタキ心組ナリ。故ニ調査費ヲ今期県会ニ計上要求スル考ヘナリト明答セリ。此ノ言明ヲ得タルヲ以テ大ニ力ヲ得、将来機ヲ逸セス活動スヘキヲ覚悟シタリ。大正七年一月ヨリ県ノ技術官出張調査セラレ大正七年度内、即チ大正八年三月末日迄ニハ調査完了ノ模様ナリシヲ以テ大正八年度予算ニ改修費ノ計上ヲ強請シタルニ、時恰モ彼大正七年九月十三、四日風水害ノ北但大災害ニ関スル善後策ノ為メ県費予算ニ大膨脹ヲ来シ、加フルニ之ニ伴フ事務繁劇ノ為メニ阻止セラレ、調査ノ未了ヲ口実トシテ要求ヲ拒否セリ。固ヨリ北但災害ノ復旧ハ容易ナラス。県費ノ多端ハ之ヲ諒トスルモ、而モ此際逡巡センカ機会ハ又之ヲ捉フルコト容易ナラス。依テ執拗ニ之ヲ強請シテ止マサリシモ、遂ニ目的ヲ達スルコト能ハサリ

シハ遺憾ナリ。

大正八年四月、知事ニ交迭アリ。有吉知事赴任セラレタルヲ以テ、直チニ上県シ従来ノ経過ヲ具陳シテ必行ヲ懇請セリ。知事ハ曾テ本県ニ参事官トシテ在官セラレタルコトアリ。旧知ノモノモアリテ極メテ都合ヨク、今ヨリ約二十年前在県ノ当時、既ニ問題タリシ円山川ノ悪流カ今尚其儘ナリトハ意外ナリトノ話モアリ、何等言明ハ得ラレサリシモ陳情ノ旨ハ諒解ヲ得タルモノト信セリ。其後、陳情ヲ重ネ、県ニ於テハ調査ヲ続行シ、内務省ハ県ニ対シ補助額ヲ予メ通知シ、先以テ県会ノ議決ヲ求メシメタリ。県ハ大正八年通常県会ニ付議セラルヽニ至レリ。幸ヒ県会ニ於テハ知事ノ熱心ナル説明ト議員ノ同情ニヨリ満場一致ヲ以テ通過シタルシガ、政府ノ円山川改修予算ハ衆議院解散ノ為メ不成立トナリ、積年ノ焦慮苦心今將ニ成就セントスル刹那、斯ノ意外ノ恨事ニ逢着セシガ其年七月総選挙ノ新議員

ノ臨時議會ニ付議セラレ、大正九年度ヨリ着手セラ  
ル、ニ至リシハ歡喜、物ノ比スベキナシ。

## 第二 兵庫會ノ諒解ヲ得ル事

兵庫會ニ對シテハ第一、議員各位ニ窮狀ヲ訴ヘテ同  
情ヲ得サルヘカラス。依ツテ機會在ル毎ニ、或ハ集會  
ノ場合ニ於テ、或ハ自宅ヲ訪問スル等、細心ノ注意ヲ  
払ヒ大正六年ノ通常會ニ県ヨリ提出セラレタル調査  
費ノ議決ヲ請ヒ、更ラニ左ノ意味ノ意見書ヲ會ノ議  
決ヲ以テ知事ニ呈出スルコトヲ懇請シタリ。

## 意見書

本會ハ明治四十三年、円山川ニ河川法施行ノ目的ヲ  
以テ調査ヲ遂ケ、必要アリト認メラル、トキハ速カ  
ニ相当ノ手續アランコトヲ望ム旨ノ意見書ヲ提出シ  
タリ。爾來、調査ノ進行ト共ニ適當ノ企画アルヘキ  
ヲ信スルモ、同川ノ改修ハ頻年激甚ヲ極ムル被害ノ

狀況ニ鑑ミ、一日モ忽セニスヘカラス。殊ニ河口タ  
ル津居山港ニ至リ土砂ノ埋堆最モ甚シク、漁舟ノ出  
入モ尚且危険ヲ極ム。既ニ政府ハ、國費改修ノ第二  
期川ニ對シ國費ヲ補助シテ府県ニ施行セシムルノ例  
ヲ開ケリ。依テ、本川ニ於テモ此方法ニヨリ急速改  
修工事ヲ施行セラレンコトヲ望ム。

是レヨリ先キ本意見書ノ呈出ヲ請フ見込ナル旨、知事  
ニ内議セシニ知事ハ格別異議ナキモ寧ロ内務大臣ニ呈  
出スル方可ナラントノ内意アリシヲ以テ熟考ノ結果、  
知事ニ呈出スルコトヲ見合セ内務大臣ニ呈出スルコト  
ニ変更シ之レカ成立ニ努力セリ。然ル処、本意見書タ  
ル近キ將來ニ大負担ヲ県民ニ負ハシムルノ前提ヲ為ス  
モノナルヲ以テ議容易ニ纏マラス。其理由トスル処ハ  
県費ノ負担カ但馬全体ヲ以テスルモ撰・播大郡ノ一部  
ニモ及ハサル程ノ少額ナル地方ノ事業ニ對シ、数百万  
ニ上ルヘキ經費ヲ費スコトハ窮狀ニハ同情スルモ首肯

シ難シト云フニアリテ、之レカ弁解ニハ実ニ困難セリ。勿論、正当ノ議論トシテハ之レニ対スル主張ヲ知ラサルニアラサレトモ、寧ロ論究ヲ避ケテ同情ニ訴フルノ良策ナルヲ信シ、徹頭徹尾懇請ヲ続ケ、関係地方選出議員トシテ由利三左衛門・国村信義・鎌田三郎兵衛ノ三氏大ニ奔走ニカメ、漸クニシテ県会開期ノ最終日ニ於テ議決ヲ見ルニ至レリ。其ノ意見書、左ノ如シ。

意見書

本県円山川ハ国費改修ノ第二期川ニ属スト雖、其被害惨禍ノ実情ハ頻年激甚ヲ極ム。本年ノ如キハ何等世ノ視聽ヲ惹カサリシモ尚且、人命ヲ殞シ傷者ヲ出シ田畑家屋ノ損害約九十二万六千円ヲ算ス。其ノ河口津居山港ハ流砂ノ沈滞ト波浪ノ逆阻ニ依リテ土砂著シク埋堆シ近時漁舟ノ出入スヲ猶危険ノ状態ニアリ。即チ河口港湾ノ浚渫ハ亦最モ急務ニ属ス。県ハ

之ニ対シテ多年救済ノ途ヲ講シ、今亦根本的調査ニ着手セリ。此際、政府ハ国費ヲ支出シテ相当措置セラレンコトヲ望ム。

県会議長

内務大臣宛

大正八年七月、臨時県会ノ招集アリ。是レヨリ先キ円山川ニ関スル本県並ニ内務省ノ調査ハ既ニ完了ヲ告ケタル模様ナリシヲ以テ、此際改修促進ニ関スル意見書ノ呈出ヲ策スル事ハ目前ニ迫レル県会議員ノ総選挙ニ鑑ミ極メテ必要ナリト信シ、奔走尽力ノ結果、目的ヲ達シ、満場一致ヲ以テ意見書呈出ヲ可決セリ。其意見書、左ノ如シ。

意見書

円山川治水工事調査既ニ完了スト聞ク。県ハ宜ク速

二国庫ノ補助ヲ稟請スルト共ニ、相当案ヲ具シテ目的ヲ遂行セラレンコトヲ望ム。

右、府県制第四十四条ニヨリ意見書呈出候也。

郡部会議長

知事宛

提出者

由利三左衛門・飯塚重雄・西村隆治・脇文太郎・

杉本嘉之助・岸人真吾

賛成者

内藤浜治、外二十二人

理由

円山川治水工事ニ就テハ大正六年ノ通常会ニ於テ内務大臣ニ意見書ヲ呈出シテ其計画ヲ促シ、県亦調査ヲ遂行シ、続テ内務省ノ調査亦已ニ完了セリ。想フ

二本川ノ計画タルヤ数十年ノ宿題ニシテ其惨害実ニ田畑二千町歩乃至三千町歩、人家二千戸八年々浸水シ又人畜ノ死傷ヲ免レス。最近十ヶ年平均田収穫三万六千石、一反歩当一石三斗一升七合ナリ。此価格普通米ノ七分ニ上ラス。治水工事ニシテ完成シタラシニハ優ニ五万石ノ増収ヲ得、其他二毛作・畑作・桑園ノ増収等概算年々三百万円乃至四百万円ノ増収ヲ獲得セラルヘシト。今ヤ県費多端ノ際ト雖モ、生産増殖及人道ノ上ニ最モ緊要ナル本問題ヲ等閑ニ付スヘキモノニアラズ。従来施行セラレタル第二期川ノ例ニ倣ヒ速ニ国庫ノ補助ヲ稟請シテ、来ルヘキ県会ニ相当提案セラルヽヲ適当ト認ム。仍チ茲ニ本会ノ意見ヲ開陳シテ当局ノ決心ヲ促ス所以ナリ。

大正八年九月、兵庫県知事ニ対シ内務大臣ヨリ円山川改修ニ対シ国費ヲ以テ半額ノ補助金ヲ交付スルコトニ内定セシヲ以テ、県会ノ決議ヲ経テ申請スヘシトノ内

牒アリタリト仄聞セリ。是レヨリ先キ現任ノ県会議員ハ斯ノ月二十四日ヲ以テ任期満了ニ付、来ル総選挙ニ於テ新任議員ヲ治水関係ノ町村ヨリ選出スルコトヲ得ルト否トハ治水事業ノ成否重大ナル関係アルヲ思ヒ、同盟会有志ハ城崎郡ヨリ伊地智三郎右衛門氏・出石郡ヨリ平尾令太郎氏ニ立候補ヲ懇請的懇憑シ、両氏ノ固辞セラルヽヲ強請シテ遂ニ承諾ヲ得、努力奮闘ノ結果、前記両氏ヲ選出スルコトヲ得タルハ幸先ヨシト云フベク、而シテ其年十月改選後初回ノ県会招集セラレタルヲ以テ此ノ機会ニ於テ議員ノ諒解ヲ得ヘク上県シ、從來ノ経過ヲ具陳シテ只管同情ヲ得ルニカメタリ。

大正八年通常県会ニ提出セラレシ大正九年度兵庫県歳入出予算ニ円山川改修費ヲ計上セラレタリ。地方多年ノ宿望成就スルカ否ハ一ニ此ノ期県会ノ結果如何ニ由ル今更ノコトニアラサルモ、真ニ余等カ地方住民ニ負フ処ノ責任ノ重且ツ大ナルヲ感シ中心悚々タリ。而カ

モ、時機ハ極メテ悪シク議員ハ改選後第一回ノ通常会ナルヲ以テ相互ノ意志疎通円滑ナラス、活氣充溢シテ一小問題ニモ尚議論百出ノ状ヲ呈シ、加フルニ昨年北但災害ノ為メニ県費著シク増加シテ県民ニ多大ノ負担ヲ加ヘタルノ際、顧ミレハ我郡由来資力貧弱ニシテ県費ノ負担多カラス、而カモ北但災害復旧費モ過半ハ我郡ノ為メニシテ今又円山川改修費ノ協賛ヲ強請スルニ至リテハ衷心忸怩タルモノナキニアラズ。此ノ難況・弱点ハ知事モ疾クニ懸念憂慮セラレシ処ニシテ、出来得レハ地方ヲシテ幾分ノ経費ヲ特別ニ負担セシメ以テ通過セシメントノ内意モアリ、又議員間ニモ斯ル地方的有利ノ大事業ニ対シテハ地方カ特別ノ負担ヲ負フハ寧ろ当然ナリトノ意向ヲ有スルモノアリ。此弱点ハ一部議員ノ乗スル処トナリ、遂ニ改修費中ノ用地買収費ニ対シ予算全額ヲ以テ必要用地全部ノ提供ヲ地方ニ於テ引受クヘシトノ要求ヲ受クルニ至レリ。然レトモ物

価ノ著シキ騰貴ヲ見ル今日、如斯ハ地方ノ堪ユル処ニ  
 アラス。如何ニシテモ無条件通過ヲ期セザルベカラズ  
 トシ平尾・伊地智ノ両県會議員ハ諸方面ヨリノ人格ヲ  
 無視セシ窘迫ヲ忍ヒ、赧顔<sup>(面)</sup>ヲ覆フテ愁訴嘆願ヲ続ケタ  
 リ。此間ノ苦心実ニ言フニ忍ヒズ、幸ヒ中ニハ余等憂  
 苦ノ衷情ニ同情ヲ寄せ援助セラル、アリ。又、永年議  
 員ヲ繼續シテ事情ニ精通セラレ直接間接ニ援助セラ  
 ル、アリ。殊ニ上県委員平尾源作・国村信義、城崎郡  
 ヨリ大江仁兵衛・伊原初太郎ノ寢食ヲ忘レテ応援・奔  
 走・尽力セラレタル為メ漸クニシテ西村隆治・千葉宮  
 次郎・玉置福藏・中川幸太郎氏等ノ居中斡旋ニヨリ開  
 期末日、而カモ夜十一時頃ニ至リ無条件可決確定ヲ見  
 ルニ至レリ。今ニシテ之ヲ憶ヘハ、能ク忍フヘカラサ  
 ルヲ忍ヒタル当時ノ苦衷ハ終生忘ルヘカラサルモノア  
 リ。概要ハ以上ノ如クナルモ種々ノ曲折ハ到底尽シ難  
 ク、當時上県親シク此ノ実況ヲ目撃セラレシ町村長其

他有志ノ方々ハ如何ニ困難ナリシカヲ諒セラレタルコ  
 ト、信ス。

### 第三 貴衆兩院ノ諒解ヲ得ル事

目的ノ達成ニ就テハ、貴衆兩院ノ諒解ヲ得ル事ハ最モ  
 必要ト信シ此ノ方面ニ努力セリ。而シテ、貴衆兩院ニ  
 請願書ヲ呈出スルハ其第一歩ナルヲ以テ、之ヲ整へ携  
 帶シテ大正七年三月上京シタリ。當時、開期既ニ切迫  
 シ、議員諸氏ハ頗フル多忙ノ模様ナリシ。然レトモ、  
 此ノ期議會ニ呈出スルヲ得サルトキハ折角県会ヨリ呈  
 出セシ意見書ト相呼応スルコト能ハス、計画ニ齟齬ヲ  
 生スルヲ以テ如何ナル方法ヲ以テモ目的ヲ達センコト  
 ヲ期シ、平尾源作・伊地智三郎右衛門・滝田清兵衛・  
 平尾令太郎・太田垣時之助五氏ニ上京ヲ依嘱セリ。而  
 シテ、平尾源作・伊地智ノ兩氏先ツ出發シ、余ノ三氏  
 ハ数日後上京セリ。先発兩氏ハ上京、即日本県選出代  
 議士ヲ歴訪シ、事情ヲ具陳シテ同情ヲ求め、更ラニ右

代議士ノ会合ヲ芝紅葉館ニ開キ懇談ヲ重ネタル結果、  
 請願書ハ広岡宇一郎（政友会）・齋藤隆夫（憲政会）・  
 中川幸太郎（国民党）三氏ノ紹介ニヨリ提出ス。当時、  
 政友ハ政友・国民両党ノ握手ニヨリテ寺内内閣ヲ助ケ  
 政府与党ト目サレタリシカハ、此ノ多数党ノ威力ヲ頼  
 ミ請願採択ハ別条ナシト信スルモ、県会ハ憲政会比较  
 的多数ノ時ナリシ故、衆議院ニ於テハ三党合同紹介ニ  
 テ提出スル方都合ヨシト信シタルニ由ル。諸願委員会  
 ニ於テハ齋藤隆夫氏ノ要ヲ尽シタル説明ト政府委員小  
 橋土木局長ノ同意的説明トニヨリ之ヲ採択セラルヽコ  
 トニ決セリ。是レヨリ先キ広岡・中川両代議士ハ小橋  
 土木局長ト意見ヲ交換セラレ、政府ハ敢テ反対セサル  
 ヘシトノ言質ヲ得ラレタルモノヽ如シ。貴族院ハ京極  
 子爵ニ紹介ヲ依頼シタリ。京極子爵ハ同盟会ノ總裁ニ  
 推戴セルヲ以テ、事情ハ十分御承知ノ事ニテ直チニ快  
 諾セラル。然ル処、子爵ハ当時請願委員長ノ要職ニ在

ラレシヲ以テ子爵ノ高配ニ依リ田村竹之助氏ニ紹介ヲ  
 託シ同氏委員会ニ於テ説明セラレ、政府委員小橋土木  
 局長ノ同意的説明アリテ採択ニ決セリ。其後、仄聞ス  
 ル処ニヨレハ本請願書ハ政府ニ回付セラレ政府ニ於テ  
 モ之ヲ採用シ調査ヲ為スコトニ決定セラレタルモノヽ  
 如ク、事態ハ極メテ良好ナリ。  
 更ラニ促進ノ方法トシテ次期議會ニ建議案提出ノ有効  
 ナルヲ信シ、此方面ニ努力セリ。恰モヨシ大正七年九  
 月、北但災害ノ視察トシテ政友会本部ヨリ代議士齋藤  
 珪次氏ノ特派セラルヽアリ。同氏ハ全国ノ治水事業ニ  
 精通セラルル斯界ノ權威ニシテ政府ノ信用厚ク、殊ニ埼  
 玉県ノ選出代議士ニシテ利根川・荒川ノ改修ニ実験ヲ  
 有スルノ人ナルヲ以テ、此ノ人ニ信賴シ援助ヲ請フハ  
 目的遂行上有力ナリト信シ、多忙ノ日時ノ割愛ヲ請フ  
 テ惨苦ノ事情ヲ具陳シ且ツ实地ノ視察ヲ依頼セシニ之  
 ヲ快諾セラレ、且ツ改修ハ最モ急務ト認ムルヲ以テ相

当尽力スヘシト言ハレタリ。次テ本県選出齋藤・広岡・

中川ノ三代議士モ円山川ノ實際ヲ踏查セラレタルヲ以

テ後事ヲ依頼セリ。大正八年二月、速成建議案提出ヲ

依頼スル為メ伊地智三郎右衛門・伊原初太郎ノ二氏上

京セリ。而シテ、建議提出者ノ人選ニ就テハ事件ノ成

否及将来ノ進行ニ重大ナル関係ヲ有スルモノト信セシ

ヲ以テ、衆議院ノ多数党政友会ノ援助ヲ得ル必要上、

東京在住ノ森本竣氏ノ尽力ニヨリ苦心奔走ノ結果、齋

藤珪次（政友会）・坪田十郎（政友会）ノ二氏ニ依頼シ

成規ノ賛成者三十名ハ二氏ノ配慮ト広岡氏ノ工夫ト當

方ノ事情具陳トニヨリ之ヲ得、大正八年三月四日提出

セラレタリ。其全文、左ノ通り。

提出者

齋藤珪次・坪田十郎

賛成者

天春文衛（他、三十名氏名、略）

円山川改修ニ関スル建議

円山川ハ第二期政府直轄ノ河川ニ属スト雖、其水害

年ヲ追フテ甚シク沿岸ノ困難実ニ名状スヘカラサル

モノアリ。政府ハ速ニ之カ改修ニ着手セラレンコト

ヲ望ム。

右、建議ス。

理由書

円山川改修ニ関スル建議案

右、成規ニ拠リ提出候也。

大正八年三月四日

円山川流域中最モ水害ニ関係アル地方ハ兵庫県下城

崎・出石両郡ニ跨ル十有余箇町村ニシテ、毎年人畜

及田畑ノ被害ハ最モ惨怛ヲ極ム。故ニ之カ救済ハ一



日モ忽諸ニ付スヘカラス。依テ政府ハ成ルヘク大正八年度ニ於テ本川ノ改修工事ニ着手スルヲ適当ト認ム。是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

而シテ、建議案付議ノ委員会ハ大正八年三月十四日開会セラル。出席委員、左ノ如シ。

齋藤珪次・坪田十郎・齋藤隆夫(他、五名氏名、略)

委員長 齋藤珪次

委員中半数ハ本県選出代議士ニシテ、其委員長カ本建議案提出者タル齋藤珪次氏タルコトハ如何ニ有力ナリシカラ諒セラレタシ。会議ハ齋藤隆夫氏・齋藤珪次氏ノ徹底セル質問、堀田土木局長ノ同意の説明ニヨリ満場一致ヲ以テ採択決議セリ。本会ニ於ケル土木局長ノ説明答弁ハ要領ヲ得タルモノニシテ政府ノ真意ヲ窺知スルコトヲ得、大ニ力ヲ得タリ。是レヨリ先キ本委員会ノ結果、事件ノ進行ニ重大ナル影響ヲ及ホスヘキヲ

予知シ、政府ノ諒解ヲ得ルコトニ力メ、委員ノ人選ニ就テモ深甚ノ注意ヲ払ヒ、以テ好結果ヲ得タルハ地方ノ為メ幸慶ニ堪ヘス。斯クシテ三月二十五日、本会ニ於テ可決確定ヲ見ルニ至レリ。

円山川改修費ハ大正九年度総予算ニ計上セラレ第四十二議會、即チ大正八年十二月招集ノ帝國議會ニ提出セラル。実ニ多年ノ宿望ヲ達成スルカ否(カ)ノ分ル、余等ノ緊張モ極度ニ達シ大正九年二月平尾令太郎・平尾源作・伊地智三郎右衛門・大江仁兵衛ノ四氏上京シ、新二議員ノ歴訪・与党幹部ニ対スル懇請等最善ト信セシ点ハ遺憾ナク之ヲ尽シ、辛ニシテ予テ希望セシ如ク満場一致ヲ以テ衆議院ヲ通過セリ。貴族院ニ対シテモ固ヨリ相当ノ手ヲ尽シ以テ其結果如何ヲ待チシニ、豈計ランヤ議會解散セラレテ予算ハ遂ニ不成立トナレリ。當時ノ失望落胆ハ実ニ語ルニ言葉ナシ。然レトモ斯クテ在ルヘキニアラサルヲ以テ是非特別議會ニ提出ヲ請

フコトニ努力スルコト、シ、各枢要方面ニ希望ヲ訴ヘテ帰郡セリ。

議員総選挙終リ第四十三議會即チ特別議會ハ大正九年七月招集セラレ、其会期ハ僅カニ一ヶ月ニ過キサルヲ以テ、円山川改修費ノ如キハ臨時議會ヘ提出スヘキ性質ノモノニアラス、數ヶ月ノ後ニ來ル通常議會ヘ付議スルモ日遲シトセストノ議論一部議員間ニ唱道サレ、大ニ苦慮セシメタリ。然レトモ、堀田土木局長ハ熱心ニ説明セラレ、政府与党タル政友会亦能ク諒解シ居リタルヲ以テ満場一致之ヲ通過シ、更ニ貴族院ニ至リ、尚又不急ノ案件トシテ臨時議會ニ提出スヘキモノニアラズ、況ヤ夥多ノ未了議案山積セル議會、而カモ会期切迫ニ際シ審議ノ余地ナシトノ口実ノ下ニ握リ潰シノ運命ヲ見ントシ心痛一方ナラス。各方面ニ陳情哀訴大ニ勉メ、漸クニシテ最終日ニ至リ形勢良好トナリ茲ニ無事通過ヲ見ルニ至レリ。

實ニ此臨時議會ニ提案セラレタルハ無理ナル注文ニシテ上京員伊地智・大江兩理事ハ苦心一方ナラス、予テヨリ熱心尽力セラル、広岡政友会幹事長ノ努力ニヨリ苟モ為シ得ラレサル同情ヲ得タルハ畢生忘ルヘカラサルコトナリ。

予算ノ形式ハ複雑ナルモ、要ハ改修費總額五百万円ノ半額、即チ貳百五十拾万円ハ県之ヲ負担シ、ソノ半額貳百五十拾万円ハ政府ヨリ補助金トシテ県ニ交付シ、更ラ二県ハ總額五百万円ヲ十ヶ年ニ分割シテ政府ニ納付シ、政府ニ於テ工事ヲ施行スルモノナリ。其年度割、左ノ如シ。

一金	拾五万円	大正九年度
一〓	三拾五万円	〓 十年度
一〓	六拾万円	〓 十一年度
一〓	七拾万円	〓 十二年度
一〓	六拾万円	〓 十三年度

一〃	六拾万円	〃	十四年度
一〃	六拾万円	〃	十五年度
一〃	六拾万円	〃	十六年度
一〃	四拾万円	〃	十七年度
一〃	四拾万円	〃	十八年度
計	五百万円		

第四 政府ノ諒解ヲ得ル事

政府ノ諒解ヲ得ルカ為メニハ曩キニ兵庫県会ヨリ円山川改修実施ニ関スル意見書ヲ内務大臣ニ呈出セラレタルヲ以テ、之ニ相応スル目的ヲ以テ大正七年三月平尾・滝田ノ両総務、平尾・伊地智・太田垣ノ三理事ハ関係町村長連署ノ請願書ヲ携帯シテ上京シ、之ヲ内務大臣ニ呈出シテ直接地方惨苦ノ実状ヲ具陳シ、更ラニ内務次官・土木局長、其他要路ノ方々ニ面接シテ之ヲ訴へ、殊ニ土木局長ニ対シテハ実施視察ヲ懇請セリ。次テ貴衆両院ヨリ採択ノ請願書ヲ政府ニ送付セラレタ

リ。茲ニ於テカ政府ニ於テモ県ニ於テ行フ調査ヲ指導シ、且ツ別箇ノ調査ヲ為ス為メ大正七年四月内務技師中村秀太郎及前田・稲益ノ両技手ヲ派遣セラレ、同年十月迄滞在、一先調査完了ヲ告ケタルモノ、如シ。依テ伊地智・太田垣・大江ノ三名ハ直チニ上京シ、元田肇・広岡宇一郎両氏ノ応援ヲ得テ政府当局ニ大正八年度予算ニ計上ヲ迫リタルモ、時既ニ同年度予算八閣議ニ於テ審議結了後ナリシヲ以テ翌年度ニハ必ス計上スヘキ旨ノ諒解ヲ得、次テ大正八年三月衆議院ニ於テ円山川改修ニ関スル建議案ヲ可決シテ之ヲ政府ニ送付セラル。而シテ、此ノ建議ハ最モ有効ナリシモノ、如ク、遂ニ大正九年度予算ニ計上シ第四十二議會ニ提出セラレタリ。是ヨリ先キ大正八年十月、内務省ヨリ予算ヲ要求セシヤ否ヲ確ムルノ必要ヲ認め上京探査セシニ、内務当局ハ必成ヲ期シテ要求セルモ大蔵省カ同意スルカ否甚タ懸念ニ堪ヘサルモノアリ。依テ種々懇願

シ較々樂觀シ得ルニ至リタルヲ以テ、後事ヲ広岡宇一郎・齋藤珪次両氏ニ依頼、帰郡セリ。次テ同年十一月、閣議ニ於テ予算査定セラル、旨、新聞紙ニヨリ承知セシヲ以テ万一ヲ氣遣イ倉皇トシテ大江理事上京セリ。然ルニ、予算査定ハ秘密嚴守ノ為メ進行ノ模様ヲ知ルコト能ハス。之ヲ土木局ノ方面ニ糺セバ口ヲ揃ヘテ十ノ九迄ハ別条ナカルベシト云ヒ、与党ノ幹部ニ問ヘハ本年ノ査定ハ各省ノ要求頗フル多額ニ上リ、且關係地方ノ運動モ随分烈シク、夫レカ為メカ曾テ例ヲ見サル遣り方ニテ總理大臣ト大藏大臣トニテ決定シ、他ハ何人ト雖、関知セシメス全ク進行ノ模様ヲ知ラスト云フ。更ラニ齋藤珪次氏ヲ訪問シ之ヲ問フ。同氏曰ク、本問題ハ建議提出者トシテ責任上、寸時モ念頭ヲ離レス、最近ニモ責任アル人ヲ訪ヒ糺セシニ幾多ノ議論ハアルカ先ヲ通過スルモノ見テ宜ロシカルヘシト云ヘリトノコト。較々安堵セシモ、四圍ノ状態ハ暗雲ニ鎖サレタ

ルノ感アリテ不安此ノ上ナシ。而カモ査定ハ上京ノ翌日ヲ以テ了ルヘシト云フ。如斯状況ナルヲ以テ、如何共手ノ尽シ方ナク只夕焦慮スルノ外ナカリシ。其翌日、齋藤珪次氏ヲ訪問シ査定ノ模様探査ヲ依頼シタリ。同氏之ヲ快諾シ調査セラレタル処、何ソ凶ラン削除ニ決セリト。其報ヲ聞クヤ茫然自失、只夕驚クノ外ナカリシ。然レトモ、斯クテ在ルヘキニアラス、何等カ挽回ノ策ヲ講セサルヘカラス、依テ直チニ広岡宇一郎・齋藤珪次両氏ニ哀願セシニ両氏ハ既ニ其方法ニ就キ当局ト嚴談中ニ在リ、極メテ困難ナルモ万難ヲ排シテ復活ヲ期スヘシ。而シテ、此悲報ニ接シ伊地智理事急拠上京シ共ニ政府ノ要路及与党幹部ヲ訪問シ極力復活ヲ懇請シ、斯クシテ一日ヲ経過セリ。其翌日、広岡・齋藤両氏ヨリ当初計画ノ予算額ハ容レラレサリシモ計画ノ幾部ヲ変更シ、兎モ角大正九年度ノ予算ニ頭ヲ出スコトニ協定セリ。満足ニハアラサルヘキモ他日施スヘ

キ途モアルヘク今ハ之レ位ヨリ致方ナシトテ余等ヲ慰撫セラル。此間ニ於ケル広岡・斎藤両氏ノ同情厚キ尽力ニハ実ニ感謝スベキコト多クアルモ、茲ニハ記述シ難ク時機ヲ見テ口頭ヲ以テ報告スヘシ。

如斯ニシテ円山川改修費ハ大正九年度予算ニ計上シテ衆議院ニ提出セラレ無事通過、更ニ貴族院ニ於テ審議中、衆議院ノ解散ニ遭遇シ同年度予算ハ不成立トナレリ。実ニ好事魔多ク、一難去テ亦一難ノ感ヲ深カラシメタリ。

此上ハ近ク招集セラルヘキ特別議会ニ提出ヲ請フノ外ナシト信シ、大正九年五月平尾令太郎、伊地智・大江ノ両理事上京シ之ヲ政府ノ当局ニ訴フ。政府曰ク、特別議会ニ対シテハ緊急欠クヘカラサルモノニアラサレハ提出スルコト能ハス、其意味ニ於テ円山川改修費カ之ニ適合スルヤ否ハ自ラ明カナルヘシト。実ニ明瞭ニシテ議論ノ余地ナシ。然レトモ此場合、確定スルニア

ラサレハ県会ニ再ヒ付議スルノ必要生スルノミナラズ政界・財界等ノ變動ノ為メ不成功ニ了ルコトナキヲ保シ難ク、畢生ノ努力ヲ尽シ奔走ヲ継続セシカ、其効空シカラス目的ヲ貫徹シ、特別議会ニ於テ予期ノ如ク満場一致ヲ以テ可決確定ヲ見ルニ至レリ。

円山川改修計画成リテ、予算ハ成立セリ。此上ハ一日モ早ク実施ヲ請フテ地方民ニ安定ヲ得セシメサルヘカラスト信シ之ヲ政府ニ懇請シ、政府ニ於テハ内務省大阪土木出張所ニ施行ヲ命セラレ、大正十年四月一日ヨリ豊岡町ニ事務所ヲ設置シ、主任技師トシテ内務省技師犬飼寿太郎氏及技手林猛司・池田清七・大浜春次ノ三氏ヲ派遣セラレ、目下実施測量中ニ属ス。

#### 円山川資格変更ニ関スル件

円山川ハ既ニ承知セラル、如ク政府直轄河川改修計画ノ第二期川ニ属スルヲ以テ、今回ノ施行ニ就テモ

一期川ト異ナリ經費ハ県費半額・国費半額ノミナラス県ノ事業トシテ施行スル形式ナルヲ以テ、進行ノ中途ニ於テ県財政ノ關係等ニヨリ繰延若クハ休止等ノ事ナキヲ保セス。此点、窃カニ憂慮セシカ今回未着手ノ第二期川ニ関スル改修計画ニ付、政府ニ臨時治水調査会ヲ設ケテ調査セラル、事トナリタルヲ以テ、此ノ機会ニ於テ本川ヲ第一期川同様政府ノ事業ニ移シ以テ不安ヲ脱セサルヘカラス。依テ、機ヲ逸セス伊地智・大江ノ両理事上京シ、政府ノ要路及与党幹部・調査会委員ヲ歴訪シ極力諒解ヲ得ルコトニ努力セリ。是レヨリ先キ大正九年十二月上京ノ際、右ノ計画アル事ヲ秘密裏ニ窺知シタルヲ以テ、其當時ヨリ画策セシ事モアリ旁々好都合ナリシモ、只タ政府ノ言フ処ハ今回ノ調査ハ第二期川中ニ於テ利害關係ノ重大ナル点及流域延長等第一期川ニ譲ラサルモノアルモ県ノ財政状態カ改修費ノ負担ニ堪ヘス為

メニ地方民ニ多大ノ損害ヲ与ヘ、延テ国家ノ損失少ナカラサルモノアルヲ以テ之ヲ簡拔シ、第一期川同様ノ方法ニヨリ施行セントスル見込ナリ。然リ而シテ、円山川ノ如キハ全国ニ於テ最モ富力高キ兵庫県ニ属シ、殊ニ既ニ計画成リテ着手セルヲ以テ最早其要ナカルヘシト云フニアリ。之ニ対シ兵庫県カ相当富力ヲ有スル大県トシテ全国屈指ノ内ニアルコトハ異論ナキモ、円山川ノ属スル我カ但馬ハ由来資力貧弱ニシテ県ノ負荷多カラス。然ルニ、本川改修ノ如キ大經費ヲ要スル事業ノ翼賛ヲ得タルヲ以テ、他ノ地方的必要事業悉ク否定セラレ圧迫ヲ受クルコト甚シク文明ニ併進スルコト能ハサルノ状態ナリ。此点洞察ヲ請フコト只管懇請セリ。此ノ理由ハ普ク各方面ニ具陳シ与党幹部大ニ同情セラレ幸ニ諒解ヲ得、尚委員中本川改修ニ関スル最初ノ建議者齋藤珪次氏アリテ特ニ同情ヲ寄セラレタル結果、委員会ニ於テ

ハ之ヲ容レラルヽコトヽナレリ。素ヨリ本件ハ帝国  
議會ノ議決ニヨリ確定スヘキモノナルヲ以テ、未タ  
樂觀スヘキモノニアラス。今後、相当努力ヲ要スヘ  
シ。尚、付帯工事即チ派川及水路等ニ就テモ相当画  
策セルコトアルモ、未タ報告スルノ時機ニ達セス。

其他

一 但馬出身ノ有力者ニシテ直接・間接ニ援助ヲ受  
ケタル人

久保田男爵

沖野工学博士

森垣工学博士

神谷<sup>(天)</sup> 肅一

(下略)

○円山川治水(期成)同盟会は、城崎郡治水町村組合(明治  
四十五年三月)と円山川・出石川治水組合(大正二年四月)  
が大正六年十一月に合体したもので、同月二十五日円山川

治水関係者大会を開いて組織された。

## (2) 赤木正雄書簡―円山川直轄改修事情

赤木一彦氏藏

但馬の一番大きな問題は、円山川下流直轄改修であり  
ます。昨年、熊本の白川<sup>(県)</sup>・福井の九頭竜川<sup>(県)</sup>と兵庫の円  
山川の三河川を直轄施行に大蔵省に要求して不首尾に  
終り、本年も三十一年度予算編成に際し此の三河川を  
大蔵省に要求致しました。円山川下流の直轄施行は上  
流の中小河川を促進せしめ、津居山港の港湾事業とも  
関連して、いわば沿岸全体に及ぼす重大問題で、佐川  
市長始め関係但馬人の重大事でありますが、大蔵省は  
二十八年の水害に照し、又熊本には松野氏等重要の政  
界人のいる加減も有てか、一月六日の大蔵省第一次の  
予算査定で白川を直轄施行に認めました。ところが次

に、福井は知事始め全代議士、殊に植木代議士は永年大蔵省の役人で、此前の大蔵政務次官でもあり、県会議員も多数上京し、県民全体の猛運動の結果か、一月十五日第二次の大蔵査定で九頭竜川<sup>(6)</sup>之又大蔵省が認めました。然るに円山川は如何？ 第一に副知事が建設省に来て次官に対し兵庫県の要望を揖保川上流の施工中の総合ダムだけだと云い、円山川の直轄施工なぞ少しも要求しないのであります。県としても、円山川下流が中小河川工事から直轄施行になれば県財政も楽になるのです。其にも関らず、知事代理の副知事が一言も之を要求しない真意は何辺にあるのでしょうか。又、兵庫県出身の（代議士）諸君も沢山居られますが誰一人として建設・大蔵何れにも円山川問題について要望した人は居ないのであります。（第五区の方々さえ一向御協力の跡形はありません）之は政党の問題ではありません。福井県の総ての人々が花火を散らす猛運動

に比し何と云う淋しい姿でしょうか。日頃、市長等が力とされる前次官稲浦君は、之亦円山川の事情を充分承知でありながら、之又建設・大蔵何れにも敢ては協力されていません。私は但馬人として、此の問題が但馬に於ける最も重大なるを知り、大蔵省の第一次内定通知を見て以来、最早誰も頼りにならぬを知り、独り建設・大蔵両省の間を走り廻り、十五日九頭竜川が通過をして以来、三日間は徹夜して方々を走り、馬場建設大臣も真から私に同情してくれました。十七日の如きは堀川次官に対し「君も兵庫県出の代議士ではないか。一言位は之が予算に努力してもいいではないか」と怒りました。堀川氏も大臣に対し、赤木君が余り一生<sup>(患)</sup>県命だから何とかありませんかと私の横から話して居ました。自民党の政調会の建設部長にも懇願いたしました。十八日に大体予算見込がついたので夜、旅行に出発、十五分前まで大臣に懇願して兵庫県に行きま



した。廿日、尚予算未決定との連絡電話により、二十日夜九時相生市の宿から大臣に又電話で懇願しました。廿五日帰京して見て、未だ円山川だけが未決定と知りました。之は大蔵当局としても、私の心中を察して思案中の事がわかりました。其故、廿五日は二度、又大蔵省に参りました。二十五日は丁度開院式で有田、其他の代議士の姿を見ましたが、誰も一言も円山川の事を私に尋ねる者はありません。遂に本日夜五時半、私は大蔵省から円山川を認めるとの電話報告を受けました。成効したのです。私は責任を果しました。(中略)

自民党は無論、私は種々の事情のため入党を今するとは参議員の良心が許しませんが、正しい言葉は誰でも理解して頂けます。そこで私は二月二十三日(木)(其まで暇がありません)銀河で廿四日十一時か、或は急行で帰豊の上、豊岡・出石・城崎・日高・八鹿等で(和田山も必要?)「円山川下流改修直轄施行に関する

報告」とでも題して、この真相を発表したいと思います。(下略)

昭和三十一年一月廿六日午後八時半

赤木正雄

(赤木)  
一彦様

○赤木一彦氏は正雄の甥。

(3) 円山川計画高水流量の変遷(作表)

(次ページ)

(二) 津居山港修築

(1) 津居山水面埋立

『但馬新聞』明治四十三年八月十五日

(3) 円山川計画高水流量の変遷

内容 計画	着手及び 改訂年月日	流量改定を必要とした要因	計画高水流量検討経過及根拠	流量図
直轄改修着手 (内務省)	大正9年	_____	大正元年の洪水痕跡に基づき決定されたとみられる。	
中小河川改良 (兵庫県)	昭和25年	内務省の直轄工事施工後年々流量が増大し、各所に溢流氾濫のおそれを生じたため。	昭和9年9月21日及び同17年9月21日洪水を検討し、更に確率雨量を考慮。	
直轄改修 (建設省)	昭和31年	建設省直轄改修工事総体計画作成にあたり、既決定のものを再検討する必要があるため。		
同	昭和35年	昭和34年伊勢湾台風は既往最大の洪水となり、各所に破堤氾濫の被害を生じたため。	昭和34年9月の伊勢湾台風を検討	
同	昭和63年	現行計画の安全度が1/30程度と低く、当初の事業目的が、達成できないため。	伊勢湾台風 (昭和34年9月) の雨量波形を1/100確率(2日雨量327 mm)に引 伸して解析。	

流量単位  $m^3/s$  ( )内は基本高水流量

建設省近畿地方建設局豊岡工事事務所発行・1991「とよおか」による。  
この高水流量決定をもとに、改修計画が樹てられ、工事が進められた。

●津居山水面埋立許可 城崎郡港村の内、津居山村

字大島・瀬波戸・城戸・地先の公有水面二千二百二十三

坪余を宅地及繫船場に造成するの目的にて三四年前、

同村泉増蔵外十名より本県に出願中の処、本月十日付

許可し来れり。埋立の理由は同村民は世々漁業を以て

生計を営めるを以て之等漁業の智識に富める男子を他

郷に移籍せしむるは不利なりとの故を以て男子は一切

他郷に移籍せしめざるの習慣を固守し、其結果住民の

繁殖と共に戸数は次第に増加し最早増築するの余地な

きに至り、現在一家に少くとも三戸位の割合にて住居

せる状態なるか、年一年と増殖し来る家族は到底現在

の状態に満足する能わす遂に水面埋立の計画を為すに

至れり。(下略)

## (2) 津居山港修築陳情

『但馬新聞』明治四十四年八月五日

### ●津居山港<sup>修築</sup>補助<sup>請願</sup>

県下城崎郡津居山港修築計画は去月十八日港村々会の決議を経、同村長より所轄郡役所に經由、過日本県知事に対し修築工事の補助を出願せり。同港は県下日本海に於ける唯一の港湾にして船舶の出入頻繁、加ふるに近時山陰線の開通に伴ひ城崎駅との海陸連絡の要衝に当り貨客の集散激増を来し、且城崎駅より津居山港に至る支線の敷設は目下同村より鉄道院に請願中にして近く調査中にあり。此線路布設の時に至らば一層船舶の出入頻繁となるべきが、同港は円山川の河口に位置せる為め出水の場合には土砂の流出甚だしく、港湾を狭隘ならしめ航路險悪となりて難破船頻々たる状況

にして、円山川の流心は港内に於けるより十二尺以上の水深を保つも其流心港口に出づるや日本海より来る波濤の爲め直角に右曲せられ、而も砂浜に近く沿ひて走り、且つ船舶の航し得る流心も波濤抑圧の爲め狭少となり、風浪險悪の際には破碎覆没の難に遭ふもの頻々たれば、同港を修築すると同時に一は避難港となさん計画にて、第一防波堤護岸石垣延長九十五間・第二防波堤護岸石垣延長八十五間の兩工事を以て三角形の防波堤を作るべく、此工費四万八千五百八十八円四十四錢五厘の予算なるが、同工費は同村の負担に堪へ難き所として確定工費に対する九分の県費補助を受け四十五六両年度継続事業として二年間に竣功せん計画なりといふ。(下略)

(3) 国費改修陳情書

伊地智淺江氏藏

津居山港国費改修ノ儀請願書

請願要旨

一、兵庫県城崎郡港村所属津居山港ヲ国費支弁ニ拠リテ改修セラレ、以テ往時ノ商港ニ復シ、更ニ進ンテ滿鮮ヘノ運輸航通ノ拠点トシテ港灣施設ヲ為シ、地方ノ公利洪益ヲ増進セシメラレンコトヲ請願スルニ在リ。

理由

一、漁港タリ避難港タル現状ト

商港タリシ往時ノ来歴

津居山港ハ現今漁港トシテ常二百余艘ノ発動機船ヲ  
(ウラジオストツク)  
 日本海ヲ浦塩斯徳辺迄漁場トシテ屈強勇猛ナル漁師

カ盛シニ活動セル現状ニシテ、復タ日本海常例ナル西北風ノ狂瀾怒濤ヲ避クルニ於テ唯一ノ良避難港タリ。其避難港コソ帆船時代ノ商港ニ適セル港湾タリシヲ証スルニ足ル故ヲ以テ、帆船千石以上ノ商船ハ優ニ出入去来シテ上流三里豊岡町ニ廻航シテ荷役ヲ調ヘタルハ古老ノ今尚ホ知悉セル所ニシテ、従ツテ津居山港カ商港トシテ偉大ナル価値ヲ發揮シタルハ正ニ明治初年頃迄ノ事実ナリ。

明治ノ初年、軍艦摂津丸カ避難シテ其ノ破損ヲ時ノ戸長大江甚助ガ字小島ノ船大工ヲシテ完全ニ修理セシメ、其ノ功ヲ賞揚セラレ褒状ヲ所持セル佳話アリ。其当時、相当ノ深度ヲ有セル港湾タリシコトハ論ヲ俟タズト雖、本港ハ円山川ノ河口ニ在ルガ故ニ明治中期ニ至リ上流山村ノ山林濫伐ト焼畑開墾大ニ流行シ、更ニ明治四十年・大正七年ノ但丹未層有<sup>⑧</sup>ノ大洪水大津波ニ因リテ但馬ノ全山嶽ニ亘リ大崩壊数万個

所ニ及ヒ、夥シキ土砂ヲ流出シテ港湾ヲ埋メ、剩サヘ其復旧工事ニ際シテ土砂ヲ昼夜ヲ分タス河流ニ放捨シ、為メニ河口ト港湾トハ忽チ閉塞状ヲ呈シ広大ナル氣比浜ヲ現出シ、日ヲ経ルニ從ヒ之カ畑地化ニヨリ港腹ヲ著シク狭少ニシ、更ニ上流ノ砂防不完備ト相俟ツテ頻年悪条件ヲ増積セル現状ヲ致セリ。之ヲ改修スレバ優ニ往時ノ大船巨舶ヲ吞吐スベキ良港ニ復スルハ勿論、更ニ之レニ防波堤等築造セラルレハ港湾価値ヲ増大スルヤ必セリ。

去ル大正九年起工円山川改修工事ニ伴ヒ河口ヲ浚渫セラレ、爾来兵庫県ノ排砂工事ニヨリ発動機船ノ出入ニ便シ、較々漁港トシテノ機能ヲ發揮シツゝアルニ徴スルモ、改修ノ効果ヲ想察シ得ラルルナリ。

## 二、日本海横断航路

西ニ鳥取県境港・東ニ京都府宮津港アリト雖、両港共軍事上ノ関係少ナカラスト愚考ス。唯一ノ兵庫県

津居山港カ其中間ニ、而モ一衣帶水清津・羅津ニ直面シ日本海横断航路ノ最短海里ニ在リ。然ルニ兵庫県ガ神戸港其他幾多ノ山陽方面ノ良港ヲ構ヘ飛躍的發展ニ反シ、日本海ニ我カ津居山港ヲ等閑ニ付セル從來ノ疎慢ヲ自省シ、曩キニ兵庫県会ニ於テモ滿鮮大陸運輸ノ拠点港ノ設置ヲ果是トシテ提議シ、其実現ヲ企図セルアリ。実ニ津居山港ガ京阪神ノ滿鮮大陸ヘノ商機、否国策上ノ計画機運ニ急転シツツアルニ鑑ミ、我等關係地方民ガ多年ノ懸案タル本港改修ニ関スル烈々タル要望ヲ実現セラレンコトヲ懇願スル所以ナリ。

### 三、木船傾向ト但馬森林

鉄材不足ノ今日、鉄船ニ代フルニ木船ヲ以テスル傾向ハ但馬ノ森林ヲヨリ以上ノ国策ニ順応セシムル所ヲ以ナリ。由来、木船ハ船齡老敗ニ傾クニ際シテ修繕ノ効ハ鉄船ノ夫レニ勝ルト謂ヘハ、但馬山村ノ木材

ヲ生カシ併テ日本海運輸航船ヲ豊富ニシ津居山港ノ価値ヲ發揮シ、本改修ニ因リ一石三鳥ノ効果ヲ現スルモノト信ス。

### 四、但馬中枢地豊岡トノ關係

古来、津居山港ヨリ遡リ僅カニ三里、豊岡ニ至ル円山川ヲ千石船ノ上下去来セルコトハ第一項所陳ノ如シ。豊岡ハ但馬ノ中心城市ニシテ京阪神ニ通スル山陰本線・播但線・宮津線（北陸線へ通ス）鉄道ノ要駅タルハ勿論、道路ハ四通八達シ津居山港ノ發展ニ伴フ經濟上、將タ文化上、但馬ノ中核トシテ其ノ開發ノ用意ヲ有スルハ勿論、從來ノ工業的發展ニ拍車ヲ加ヘ全民衆ノ福利増進ニ寄与スルト共ニ、国家資源ヲ増強スル所以ニシテ殊ニ大東亞戰爭ニ因リテ南洋進出ノ大機運ニ逢着セル一面、北方寒帯地ニ適スル山陰雪国タル但馬人ニ課セラレタル日本海ヲ通シテ滿鮮大陸ニ將來性ヲ多分ニ有スルハ理ノ当然ニシ

テ、本改修ニ依リテ其ノ本然ノ大理想ヲ実現セント  
欲スル所以ナリ。

五、円山川改修ニ因ル当然ノ施設

円山川改修工事ハ去ル昭和十二年ニ於テ完成セルガ、  
其改修区域ハ玄武洞以南ニ限り、其下流一里余河口  
津居山港ガ当然ノ施設トシテ改修セラルコトヲ念  
願セル地方民ノ窮状ヲ洞察セラレ、殊ニ日本海カ湖  
水化ノ今日、我カ津居山港ノ如キ最モ適当ナル利用  
価値ニ富メル改修工事ヲ要望シテ已マサル次第ナリ。  
以上、叙述ノ理由未タ意ヲ尽サス、幸ニ地方民ノ衷情  
御洞察ヲ以テ至急御調査ノ上、適当ナル改修工事ヲ施  
行セラレンコトヲ懇款ニ堪ヘス。

謹テ請願仕候也。

昭和拾七年三月 日

兵庫県城崎郡豊岡町大開通百二十八番地ノ一

津居山港改修期成同盟会長

豊岡町長 佐川恒太郎

(以下、関係町村長十三名氏名、略)

(4) 津居山港湾修築意見書

『兵庫県会史』第三卷第三輯

津居山港湾修築に関する意見書

津居山港は城崎郡港村に在り。円山川の流末を受け、  
天与の地の利を占む。即ち本港の後方地域には、但馬  
に於ける交通経済の首邑たる豊岡町あり。更に其の付  
近には広大なる平野を擁し、而かも但馬地方山地に於  
ける豊富なる鉱物資源と相俟つて、将来工業的發展の  
素質充分なるものあり。

仍つて本港をして大型船舶の航行碇繋を可能ならし  
むる大港湾となし、以て但馬工業地の関門たらしむる  
の外、近時頓に繁激を加えつゝある鮮満大陸方面との

交通上の一大要衝となし、更に播州臨海工業地帯との連絡の緊密を図るの要切なるものあり。願はくば県当局、如上本港の将来性に鑑み、之れに対応する施策の計画を樹立せられ、以つて速かに之れが実現を期せられんことを望む。

昭和十七年十二月七日

兵庫県会議長 小笹耕作

兵庫県知事 成田一郎殿

(三) 都市計画としての耕地整理

(1) 斜線問題

伊地智浅江氏蔵

豊岡町耕地整理組合評議員会決議録

大正十年十二月十七日

一 小田井町ヨリ豊岡駅ニ達スル斜線道路、豊岡町ヨリ土地買収スル哉、果タ斜線ノ実現ヲ見ルヤ、果シテ町ニ於テ決行スル意ナラハ尚組合ハ本年度内ニ於テ起工セスハ不相成、然ラハ路線終点ヲ豊岡町ニ於テ確定請求シ、町ニ於テ終点マテ直ニ実測設計ヲナス事



大正十一年二月十五日

一 本日迄ニ組合召集スベキ処、目下問題ノ斜線計画(ママ)アリ為メ延期セシモ、斜線問題ハ別トシテ開会シ可然哉。

決 斜線ノ道路ハ本年起工ノ部分(第三区内) 工事設計ヲ立テ然ル後、組合会開会スベシ。(下略)



一 寿通（俗ニ斜線ト云フ）ハ予定計画ニハナカリシヲ都市計画トシテハ放射線ヲ必要ナリトシ、設計ヲ變更シ、現在ノ銅像敷地ヲ中心トシテ東西ニ二百五十間宛ノ斜線路ヲ構成セリ。随テ将来住宅地タルヲ予想シテ両側奥行十五間ト定メタリ。只、遺憾トスル所ハ予定計画ノ上ニ斜線ヲ引キタルヲ以テ地形ニ變動ヲ生ジタル事ナリ。

「伊地智三郎右衛門手記」

斜線なる寿通りの如き耕地を三角形にする為めに非常に耕地の利用価値を減する訳なり。之を以て耕地整理法に悖ると云ふなり。（中略）之れ等は全々都市計画の仕事で耕地整理の大目的たる土地の利用価値を増すと云ふことを裏切りて却て利用を害するものである。（中略）耕地の利用価値を減少したる等、豊岡町の理想を大に失ずるとしての反対ありたれど、遂に理解を得、

平隠に協定して実現を見るに至れり。（下略）

○斜線道路の設置は、円山川改修計画によつて移転を余儀なくさせられた小田井地区民が、耕地整理計画にからめて、移転先に設定された区域に豊岡駅から丹後・城崎両街道及び元町に通じる斜線道路の建設を移転の条件としたことによると伝える。

## (2) 元町通りの直通

「伊地智三郎右衛門手記」伊地智浅江氏蔵

小田井区二百余戸（円山川改修による）ノ移転ヲ要スルコトナリ其約半數ハ移転地ヲ花園方面ニ求メ、寿公園ヲ中心トシテ移転スルコトトセシガ残余ハ養源寺裏（北方）ニ当ル方面ニ移転地ヲ選定セザレバ適當ナル土地ナシト云ヘリ。寿通りハ方角悪シク商店トシテ發展セズトカ、種々ノ理由ノ下ニ容易ニ決セズ最後案トシテ元町ニ直面セル

養源寺ヲ横断シテ元町ヲ直通セシメ、而シテ養源寺ノ  
 北方ニ移転セントスル議有力トナリ、即チ養源寺ヲ横  
 断スレバ元町ガ城崎街道トナリ、又京都府ニ通スル県  
 道并ニ三江・田鶴野ノ従来ノ得意場ヲ従来通り受クル  
 コトトナル故、(中略)養源寺ノ承諾・諒解成リ元町ハ  
 直通シ、小田井区民ハ元町七、八丁目へ移転スルコト  
 トナレリ。(下略)

(3) 町営グラウンド

「伊地智三郎右衛門手記」伊地智浅江氏蔵

一面ニハ将来、学校用地又ハ工場用地トシテ町ガ提供  
 ヲ要スル場合ノ基本的空地ヲ存スルヲ先見者ノ要意ト  
 シテ耕地整理土地配当前ニ要求シ置ク必要ヲ感シ、之  
 ヲ提唱シタリ。然ルニ農村側ノ見地ヨリスレハ斯カル  
 広大ナル不生産地ヲ残地整理事業中ニ存スルハ法ノ精

神ニ反スルト同時ニ非常ナル損失トナル。(中略)グラ  
 ウンドニ広大ナル地面ヲ充当スルハ不可ナリト云フモ  
 在リ。

○このグラウンドは耕地整理余地として設定されたもので、  
 昭和九年に豊岡商工実習学校校舎建設用地にあてられた。

(4) 耕地整理記念碑

益 洪

豊岡町地区整理碑

豊岡の地たる山陰・山陽の要衝に当り、海陸の形勝を  
 占め、古来侯国の治所たり。然れとも水災頻至、動も  
 すれば漂没を免れず。廃藩以来、百事革新、世態頓に  
 変し、鐵路大に開け、修河の議決し、事業興り、戸口

殖し、殆將に県下小都市を凌駕せんとす。恨むらくは市区狹隘、東南円山川に劃(くま)られ、西北卑湿居るへからす。故を以て鬱屈伸ふる能はず。町長・佐川恒太郎頗る新道開通に志あり。未だ成すに及はず任滿ち職を去り、由利三左衛門之に代はる。即、時勢を達觀し、大に市区を拡張せんと欲す。而して、工鉅費大、遽(たむか)に弁し難きを思ひ躊躇未だ決せず。助役・伊地智三郎右衛門慨然(おもへ)以為く、此れ実に当今の急務なり、百年の長計なり、宜く急に耕地整理法を利用し、以て工を起すへしと。町長其策を用ひ、地主を会し之を謀る。衆皆左袒せざるなし。於是、市区改正の意を寓し、以て設計を定む。地主之を非とし、県又以て法に悖ると為し敢て許さず、事將に壊裂せんとす。町民之を聞き咸(みな)曰く、我か町隆替の繋る所なり。以て成立せしめざるへからす。宜く自ら奮て資を納れ、費を助け、地主をして釈然たらしめ、協力以て請ふへし、県未だ必ずしも聴納

せずんはあらずと。町長・助役と其間に周旋し、遂に町に於て新道市街接続の衝に当る人家移転費負担の議を決し、大正十年五月十日申請允可を得たり。乃(すなわち)、耕地整理組合を組織し、町長を組合長とし、組合副長二名・評議員九名を置き、部署以て事に従ふ。後三年、功將に就(な)らんとす。而して組合長俄に没し、助役推されて町長となり、組合長に任し其緒を継ぎ、昭和六年一月十三日成を告ぐ。費たる十四万八百余円・整理面積九十三町六反余歩、鴻路四通、畦畔齊整、卑湿の悪土悉く美田良圃に化す。衆皆額手相慶し、其地主は則曰く、区画井々灌漑に便に往来に易く、労を省き費を減し、而して収獲必ず多きを加へんと。其町民は則曰く、規模宏にして布置宜し、異日山陰の一大都市たる得て期すへきなりと。先は大正十四年五月、地大に震ひ、家倒れ、火起り、市街十の七強を失ひ死傷亦鮮(すく)なからす。爾時、難を新道に避け、仮屋を構し、生命財

産を保全するもの頗る多し。皆以て謂く、此れ実に耕地整理・市区改正の余恵なりと、益々望を将来に属し、鋭意興復以て今日の盛を致せり。顧ふに地要衝に拠ると雖、交通開け、而して治水功畢ると雖、市区狹隘昔日の如くならば安そ能く如此なるを得ん。則、斯挙の利する所既に多し。其後、昆（おおい）に益する所推して知るへきなり。頃者（ちかごろ）、碑を寿公園に建て文を余に囑す。因て其梗概を叙する如此。若し夫れ組合副長以下諸役員の氏名に至ては之を碑背に勒し、以て不朽を期すと云ふ。

昭和六年六月中浣

枢密院顧問官従二位勲一等男爵

久保田 讓 題 額

木 村 発 撰 并 書

○この碑は、泉町の寿公園内に現存。

(5) 字名改称理由

「伊地智三郎右衛門手記」 伊地智浅江氏蔵

「耕地整理ニ付キ字名改称理由」〔抜書〕

大字名	小字名	新
		改 称 理 由
弁 天		古へ弁天社アリシト伝フ。
御陵通		高屋雅成親王陵ニ通スル道
生田通		永井・和久田・水田・砂田等ノ井・久・田ヲ生田トシテ改。
大開通		大永井・甲ナベノ大・甲ヲ取りテ大開トシテ改。
西高雄		高サル・尾町等ノ高・尾ヲ取りテ高雄トシテ改。

西花園	加 広	永楽通	花園通	寿 通	亀 山	常 盤
犬矢・裏曲等皆悪シ。依テ全々新タナル花園ト名ケ西・東二分チタリ。 <small>(見町)</small> 旧名ノ通り。	見 待 旧名ノ通り。	寄 辺 旧名ノ通り。	永ノ一字ニ楽ノ字ヲ加ヘタルモノ 全々好キ名ヲ選ヒ改メリ。	中江翁銅像アル寿公園アリ。寿山ハ 中江翁ノ号ナリ。旁々、寿通ト改メタルナリ。	亀山(亀城山)ニ通セル通り町ナルヲ 以テ亀山筋トナシタリ。	ヌリヤ田・スクモ原・松本等ノ字アリ。常盤トシテ改。

元 町	柳 町	野 田
豊岡目貫ノ街衢ヲ元町トシテ丁目ヲ付シタリ。即チ元町七、八町目ニ当ル。	旧柳町ト云ヒシ町名アリ。又、柳行李製造ニ従事スルモノ多キ町ナリシ為メ本場ヲ意味シテ柳町ト改ム。	一般、此ノ方面ヲ野田ト総称セリ。

(四) 関東大震災と北但大震災

(1) 浜尾 新・書簡

由利三左衛門氏藏

今回当地<sup>(東忍)</sup>大震災にて大火災相継ぎ死傷者数万に及び寔に未曾有の大惨事に有之、旧藩主京極子爵家の御安否に付、御心配御見舞として豊岡町会議員村尾氏を派出

相成、同氏貴翰を携へ昨日弊宅へ相見へ、又相坂氏も出京、同日前後して相見へ當時の状況等相話し、さて震災の際、亀沢町京極家の御家屋も倒潰、其際庭前に逃出、御無難なりしも続て延焼にて御一同向側被服廠広場へ御立退相成候処、同場へ立退者夥敷<sup>二</sup>、<sup>三</sup>万、随て其携持せる沢山の荷物に延焼し、忽ち全場火海となり、概皆焼死せる趣にて、其惨状言語には尽し難き由に有之候。場所柄御安否如何哉と心配に不堪、震災の翌日使を以て京極邸へ為尋候へとも本所・深川区等殆ど全部焼失、同邸も跡形無く御家族の所在も不相分、日夜痛心致居候処、四、五日経て御長男高光君突然弊宅へ御来臨、被服廠へ御立退前後の状況等御話にて漸く承知仕候次第に有之、高光君には一同御立退の際少し遅れ独り御家族に離れ同廠広場火煙中に死傷者の上を匍い進み、偶然にも一隅の水溜に到達、其中に居り僅少の人々と共に辛して九死に一生を被得候趣御話に

有之、子爵御両親・御隠居様・御子様四人、御別家の夫人・御子様三人共同廠に一所に御立退の事ゆへ皆共に御斃相成候事に可有之様御話に有之、何たる御不幸にして痛惜悲嘆の到に不堪候。高光君の御生存は京極家の為にも御不幸中の幸と存し、御長女には折節相州三浦三崎へ友人と共に避暑中にて御無事の趣にて、御別家の高敏君・内田家扶等も災難を被免候趣に有之候。被服廠焼失後御遺体搜索に付ては高光・高敏両君、内田氏等兩三回も巡覧相成候趣に候へ共、数多黒焦の死体にて難相分趣、其他搜索方に付、其筋へも為相謀候へとも山なせる焼死者とて既に大半其場にて火葬に被付候後にて残念至極なれとも致方無之、猶今日迄孰れよりも御消息無之候事ゆへ乍遺憾断念するの外有之間敷、只々嘆愁の至に候。御安否に付、特に御尋越に付、概略御回報致候。委細は出京の相坂・村尾両氏等より御報可致存候。尚、私方<sup>并</sup>久保田男爵方の事に付御懇

問被下難有、幸に無事、久保田男には鎌倉別荘に滞留

中にて亦皆無事に有之、御休念被下度候。不取敢大略

御答旁申述候。勿々、不文。

(天正十二年)  
九月十四日

(浜尾)  
新

豊岡町長

由利三左衛門殿

(追伸、略)

(2) 内務書記官松本学報告書

建設省蔵

午後一時十分認メ

(天正十四年)  
五月二十三日午後三時頃、和田山ヨリ

大阪内務省土木出張所へ電話、同所ヨリ発信

第一信

内務書記官

松本 学

内務大臣宛

豊岡地方本日午前十一時十分激震アリ。豊岡・城崎・

其ノ他付近町村被害甚敷、死傷者多数・家屋ノ倒壊多

ク火災亦甚シ。小官ハ円山川視察中ナリシモ目下救護

ニ従事中ナリ。

○

二十三日午後九時三十分

第二信

内務書記官 松本 学

内務大臣宛

豊岡町ハ震後直ニ火災ヲ起シ、目抜ノ場所殆ント全滅、

町役場・警察署・郡役所・中学校・女学校等ハ安全。

只今迄ニ判明セシ死者二十余名・傷者四十余名、其ノ

他多数ノ死傷者アル見込。城崎町ハ全壊全焼、港村・内川村モ被害多ク死傷者多数アルガ如シ。豊岡町ノ負傷者ハ中学校庭ニ収容シ、付近町村医師ノ応援ヲ求メ医療ニ努メ居レリ。避難民ニ対シテハ出石町、其ノ他ノ町村ヨリ多数ノ食料品及救護品ノ寄送<sup>贈</sup>ヲ受ケ、十分ノ救護ヲ尽シ居レリ。県庁ヨリ警察部長二百名ノ巡查ヲ率イ到着セリ。福知山連隊ヨリ二個中隊派遣セララル見込ナリ。一般ノ秩序ハ十分保<sup>マツ</sup>維セラレオレリ。

○

第三信

(二十四日午後三時三十五分)

内務書記官

松本 学

内務大臣宛

今朝震災地ヲ視察ス。港村戸数七五〇ノ内、焼失一四

六。倒壊約四〇〇。人口四、四三四ノ内、死者三八・傷者約二〇〇。城崎戸数七〇〇ノ内、焼失六〇〇、其ノ他ハ倒壊全滅ノ状態ナリ。人口三、四〇〇ノ内、死者一二七・傷者約二〇〇。浴客ノ死傷者ハ取調中。水道配水管破壊。巡查一〇〇・兵士一個中隊ヲ以テ警戒ス。食料ハ舞鶴ヨリ派遣ノ軍艦及付近町村ノ支給ニ依ル。内川村飯谷被害甚大、死傷者約一〇。豊岡戸数二、一〇〇ノ内、焼失一、五〇〇。人口一三、〇〇〇ノ内、死者四八、尚多数アル見込。傷者二〇〇余。水道破壊。付近町村、田鶴野村六〇倒壊ノ外、著シキ被害ナシ。避難民ハ中学校・本町高地・円山川対岸ニ野宿セリ。軍隊・赤十字社救護班ノ応援ニ依リ警戒・救療保護十分ナリ。震災地内道路・橋梁ノ被害少ク直ニ復旧ノ見込。名勝地玄武洞被害少シ。円山川改修工事被害調査中。



(3) 若宮貞夫書簡

伊地智浅江氏蔵

拜啓 連日(北但大震災復興処理)連夜の御尽力奉深謝候。

小生儀引統御手伝可仕ノ処、当地ニ急用出来御暇乞ニ罷出ル時モ無之、昨日御地出立本日帰京仕候。要件終了次第直ニ引返シ御邪魔ニ可罷出候。

官民昼夜不眠不休御配慮被成下候折柄、差手(ママ)ケ間敷相聞へ恐縮ニ不堪候モ小生帰京ノ途次、不図念頭ニ浮ミ

候事、二、三車中ニ於テ相認メ置候モノ別紙単ニ御参

考迄ニ平塚(兵庫県)知事及磯野郡長ノ覽ニ供シ候。素トヨリ車

中ノ思付トテ酷(はなは)タ不熟ニハ有之候へ共、御休息ノ節御

一覽被下候ハバ仕合ニ奉存候。

何レ近日再ヒ推参、乍微力御手伝可申上候。勿々不備

(大正十五年)  
五月二十九日 若宮貞夫

伊地智町長殿  
(三郎右衛門)  
(豊岡)

一、火災問題  
(火災保険)

本件ハ先ツ最初ニ起ル問題ニシテ、而モ解決酷タ困難ナル問題ナルヘシ。関東大震災火災ノ実例ニ照ラシ満足ナル解決ヲ得難カルヘシト推察セラル。

豊岡町ニ於テハ其火災ノ一部ハ地震ニ原因セス他ノ過失ニ原因スト云フ。若シ此ノ事実ニシテ相違ナク、且ツ之ヲ立証シ得トセハ被保険者側ヨリ支払請求ノ基礎トナルヘシ。尤モ此ノ種ノ事実及其分界ニ付テハ、立証上相当困難ナルヘキカト推測ス。

兎モ角モ本件ニ付テハ、先以テ取急キ凡ソ左記ノ措置ヲ採ラル、必要アルヘシト認ム。

(イ) 相当期限内ニ支払請求手續ヲ了スルコト

備考 (略)

(ロ) 至急ニ出火原因及其範圍ノ事実取調ヲ為シ、警

察官署ノ調査等精々有権の立証方法ヲ攻究スルコ

ト

(ハ) 各地保険金額・会社別等調査材料ヲ取纏ムルコ

ト

(ニ) 専門法曹ノ援助ヲ頼ミ、総テ詳細ナル法律上ノ

鑑定並ニ手続等ニ付、指導ヲ求ムルコト

備考 (略)

(ホ) 本件若シ保険契約上ノ問題、即チ法律問題トシ

テ解決シ能ハサルトキハ関東地方実例ノ通り政府

ノ行政上ノ裁量ヲ請フノ必要ヲ生スルニ至ルヘシ。

依テ県知事ハ予メ連絡ヲ通シ其諒解ヲ得置キ、且

ツ其熱心ナル配慮ヲ請フノ要ナルヘシト認ム。

一、救恤金品処分問題

応急救護ハ官民ノ特別ノ御配慮ニ由リ斯カル突発的

大震災ニ際シ遺憾ナク行届ケルモノナリト認メ感謝ニ

不堪、一昨年関東地方大震災ニ際シ自ラ救護ノ一部

ヲ担任セシ不肖ニ於テハ其当時ノ実況ニ比シ今回郷土

ノ震災ニ対スル救護並ニ警戒ノ極メテ迅速且周到ナル

ニ感銘セサル能ハス。

唯、本件ニ付、一、二氣付キタル点ヲ御参考迄ニ左ニ

掲クヘシ。

(イ) 食糧・救護品等ハ辺鄙、殊ニ河東ノ部落ニハ地

形上動モスレハ行渡リ兼ヌル虞ナキヲ保シ難カル

ヘク、河東ノ部落ニハ仮小屋ノ急速建築ヲ要スル

モノモ鮮ナカラサルヘシ。

尚ホ部落ト部落トノ間、災害ノ程度ニ由リ其厚薄

ヲ論スル向モアルモノノ如ク見受ケラル。

(ロ) 義捐金ノ処分方ニ付テハ、既往ノ実例ニ照ラシ

往々物論ヲ醸シ易カルヘク迅速措置ヲ要スルト同

時ニ、深く考慮ヲ要スル点ナルヘシ。

此等ヲ処理スル為メ官民合同ノ一ノ委員会様ノモ

ノヲ組織セラルルコト亦其一方方法ナルヘキカ。

備考 (略)

一、復興ニ関スル件

復興ノ極メテ難事ナルヘキハ申ス迄モナキコトナレトモ、吾等ノ祖先カ町村ノ基礎ヲ樹テ之ヲ発達セシメ繁榮ナラシメタル苦心努力ニ顧ミ、吾曹ハ如何ナル艱苦ヲ嘗テモ速ニ復興セシメサルヘカラス。斯ク覚悟シテ万難ヲ排シ努力セハ、復興シ能ハサルノ理ナシト確信ス。

サテ右ニ付テハ官民共同ノ尽力ヲ要スルノミナラス各方面衆智ヲ集メテ速カニ且ツ詳カニ計画ヲ樹テ、着々之ヲ実施スルノ要アルハ申ス迄モナシ。就テハ地方長官ヲ中心トスル一ノ中央的復興委員会ヲ設ケ、当該地方ニモ亦地方的復興委員会ヲ設ケ計画並ニ実施ノ任ニ当ラシムコト其一方法ナルヘキカト考フ。

備考 (略)

(4) 義捐金全額分配を訴える

正見孝二郎氏蔵

豊岡町大震災!!

罹災民に贈つた我々の義捐金

ブルゾアのために瞞着されんとす

但馬地方大震災! 豊岡町全滅! 吾々がこの恐ろ

しき報道を聞いてから既に一年有半になる。当時、大

震災による罹災民諸君の惨状はどうであつたらう。

刻々に来る新聞の報道に、吾々はゾットして居られな

かつた、罹災民を救援せよ! これ人間として誰もか

の叫びであつた。そして同胞の暖かい心の底から或者

は煙草錢を! 或る者は質に置いてまで、無けなしの

財布を叩いて救済金を送った。我々は誰を救済しやう

としたのか? 我々が救済しやうとした人々は將して

救はれたらうか？

食ふに米なく、着るに衣なく、住むに家なき悲惨なる状態に晒らされたる罹災民諸君にせめてパンの一片でも、せめて着物の一枚でもと思つて義捐金が送られたのである。

然るに何ぞや、我々のこの温かき真情から送つた義捐金は、今や貪欲なる豊岡町の少数の有産階級によつて横奪されんとしている。

我々の救援せんとした罹災民諸君は今亦襲ひ来る厳寒を前にして、家もなく、食ふ物もなく、働くに職なく、寒風に吹さらされているではないか、然かも我々が送つた義捐金は今宵三等<sup>(マ)</sup>の人々に分配されないのみか、少数のブルジョア町会議員等は、横暴にも義捐金の三分ノ一を罹災民に分配して残り三分ノ二を町費に費消することを決議した。

吾々は早速自分で家が建てられたり、食ふ物に事欠

かない金持のために義捐金を送つたのではない。罹災民諸君がこの横暴な金持の集団である町会に反対して、義捐金の全額分配を要求して起つたのは当然である。

然るにこの町民の正当なる要求を無視し、金持ちで占領している町会は<sup>(次字)</sup>□に義捐金を彼等の利益のために費せんとしている。

賢明なる全兵庫県民諸君!! 起つて罹災民の危急を救へ! 不都合極まるブルジョアの町会議員を倒せ! 町会を真に町民の手に取り返せ!! 町民の九割を占むる無産罹災民の利益を無視し蹂躪し義捐金を横奪せんとする悪辣極まる豊岡町会に抗議せよ!!

義捐金を罹災民に分配せず

ブルジョアの利益に使用せんとす!!

義捐金を横取りするブルジョアを倒せ!!

義捐金は全額分配してやれ!!

大正十五年十二月